基発 0327 第3号
平成 30 年3月 27 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

第三者行為災害事務取扱手引の改正について

第三者行為災害に係る事務処理については、平成 29 年3月 31 日付け基発 0331 第6号をもって指示しているところであるが、今般、標記事務取扱手引を別添のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

また、これに伴い、平成 21 年 12 月 28 日付け基発 1228 第6号「船員保険制度の統合に伴う労災保険給付事務取扱手引（船員分）の作成について」の別添「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」のうち、第 12「第三者行為災害に係る事務処理」を削除するとともに、平成 29 年3月 31 日付け基発 0331 第6号「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」は廃止する。

第三者行為災害事務取扱手引

平成30年4月

厚生労働省労働基準局

凡　例

○　本手引は、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたもの　（以下「第三者行為災害」という。）について労災保険給付を行う場合の事務処理基準を示すものである。

○　第三者行為災害は、その大部分が自動車事故によると思料されるので、この手引は主としてこれに関する事務処理を中心として作成しているが、自動車事故以外のものについても同様に処理するものである。

○　法令の表示や用語の引用については、おおむね次の略語を用いた。

労災保険法　＝　労働者災害補償保険法
自賠法　＝　自動車損害賠償保障法
徴収法　＝　労働保険の保険料の徴収等に関する法律
債権管理法　＝　国の債権の管理等に関する法律
第一当事者＝　被災労働者
第一当事者等　＝　第一当事者又はその遺族
第二当事者　＝　加害者
第二当事者等　＝　第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者
第三者　＝　労災保険の保険関係外にいる者（政府、事業主及び受給権者以外の者）
自賠責保険　＝　自動車損害賠償責任保険
自賠責共済　＝　自動車損害賠償責任共済
自賠責保険等　＝　自賠責保険及び自賠責共済
自動車保険等　＝　自動車保険及び自動車共済
人傷保険　＝人身傷害補償保険
保険会社等　＝自賠責保険等又は自動車保険等を取り扱う損害保険会社並びに、自賠責共済若しくは自動車共済を取り扱う、農業協同組合等、消費生活協同組合等又は事業協同組合等
受給者　＝　労災保険給付を受けた者
受給権者　＝　労災保険給付を受けるべき者

署　＝　労働基準監督署
署長　＝　労働基準監督署長
局　＝　都道府県労働局
局長　＝　都道府県労働局長
厚労省　＝　厚生労働省の担当部局の長
防衛省　＝　防衛省の部隊又は機関の長

三者システム＝労災行政情報管理システムにおける第三者行為災害事務処理支援機能
ＡＤＡＭＳ＝官庁会計事務データ通信システム

受付台帳＝第三者行為災害情報受付台帳

処理経過簿＝様式第 11 号「第三者行為災害処理経過簿」
督促状 ＝ 様式第７号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」
通知書 ＝保険給付（求償権取得・債権発生）通知書
通知書リスト＝保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト
通知書等＝通知書及び通知書リスト
決議書 ＝ 債権調査確認及び歳入調査決定決議書
請求書 ＝ 様式第２号(4)「第三者行為災害による損害賠償の請求について」
確認書＝第三者行為災害債権確認書
確認決議書＝債権確認調査決定（変更）決議書
被害者請求権等 ＝ 自賠責保険等に対する被害者請求権及び自動車保険等に対する請求権者の直接請求権
下回り示談 ＝ 第一当事者等が保険会社等に対して本来請求できる金額を下回って成立した示談
全部示談 ＝ 労災保険給付を含む全損害のてん補を目的とする示談
任意一括払い ＝ 自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含めて一括いする取扱い
損害賠償金等 ＝ 第二当事者等又は保険会社等が第一当事者等に対して支払った損害賠償金又は保険金
損害賠償受領日 ＝ 第一当事者等が保険会社等又は第二当事者等より損害賠償金（保険金含む。）を受領した日
判例タイムズ＝別冊判例タイムズ第１号「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」
二当不明事案＝第二当事者が不明の事案

○主な改正点

1　業務簡素化、効率化の観点からの事務処理見直し
（1）求償予告を局実施業務とする変更
（2）各種様式について、一部を除いて公印不要とする他、利便性向上のための変更
（3）自賠先行事案を長期未決の管理対象外とする変更
（4）局、署における事案の進行管理の実施時期を１か月に１度から四半期に１度に変更
（5）船舶等の衝突等による第三者行為災害の過失割合に係る本省協議の廃止
2　求償額計算方法の明確化
3　債権管理事務に関して、委託事業の活用方法等を追記するなど、記述の明確化、
その他、所要の改正を行った。

なお、本手引中の様式の記載例等を掲載しているページについて、三者システムの Excel 帳票作成ツール（詳細は機械処理手引Ⅻ-4-(1)-1 参照）から作成可能な様式については、「【Excel 帳票作成ツール対応】」と記載している。

また、三者システムから定期的又は任意に出力可能な帳票様式のうち主なものを「三者システムから出力される帳票一覧」(P.179～) に示す。当該帳票の記載例等を掲載しているページには「【三者システムからの出力帳票】」と記載している。

第三者行為災害事務取扱手引目次

第１章　第三者行為災害における支給調整事務の基本等

第１　第三者行為災害とは …… 1
　１　第三者行為災害の成立要件 …… 1
　　(1)　保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること …… 1
　　(2)　第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること …… 1
　２　支給調整を行う趣旨 …… 2
　３　第三者行為災害と自動車損害賠償保障制度 …… 2
　　(1)　自動車損害賠償保障制度 …… 2
　　(2)　第三者行為災害との関係 …… 3
　４　事業主責任災害との差異 …… 3

第２　支給調整の根拠 …… 4
　１　求償 …… 4
　　(1)　労災保険法第 12 条の４第１項に基づく求償権の効力 …… 4
　　(2)　労働基準法に基づく使用者の災害補償責任との関係 …… 5
　　(3)　求償の相手 …… 5
　２　控除 …… 6

第３　支給調整の対象 …… 7
　１　支給調整の対象となる損害 …… 7
　２　支給調整を行う期間 …… 7
　　(1)　求償を行う期間の考え方 …… 7
　　(2)　控除を行う期間の考え方 …… 8
　３　第三者行為災害と人身傷害補償保険制度 …… 8
　　(1)　人身傷害補償保険とは …… 8
　　(2)　第三者行為災害との関係 …… 9
　４　損害賠償と示談 …… 10
　　(1)　示談の効力 …… 10
　　(2)　示談と労災保険給付の関係 …… 10

第４　求償権行使の差し控え …… 11
　１　同一事業主に雇用され同一の作業場所で作業を行う同僚労働者の加害行為による災害 …… 11
　２　同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による災害（徴収法第９条に基づき保険関係が一括されている事業の事業主に限る。） …… 12
　３　同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害（元請と下請の関係又は下請相互の関係にある場合も含む。） …… 13

(1)　同一の作業場の判断基準 …… 13
(2)　危険性の共有の判断基準 …… 14
4　直系血族又は同居の親族等の加害行為による災害 …… 15
5　労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害 …… 16

第５　三者システム …… 18

第６　第三者行為災害事務における個人情報漏洩防止のための留意事項…… 18
1　誤送付防止に係る留意事項 …… 18
(1)　基本的事項 …… 18
(2)　第一当事者等へ文書を送付する場合 …… 18
(3)　第二当事者等へ文書を送付する場合 …… 18
(4)　保険会社等へ文書を送付する場合 …… 19
2　紛失、誤廃棄防止に係る留意事項 …… 19

(参考)第三者行為災害に係る事務処理の流れ …… 20

第２章　署が行う事務処理

第１　請求人（第一当事者等）への指導 …… 21
1　自賠先行と労災先行の取扱い …… 21
(1)　請求時効の教示 …… 21
(2)　人傷保険該当事案の取扱い …… 21
2　第三者行為災害届の提出 …… 22
(1)　第三者行為災害届の提出部数 …… 22
(2)　第三者行為災害届に添付すべき書類 …… 22
(3)　第三者行為災害届の提出時期 …… 22
(4)　第三者行為災害届が提出されない場合の取扱い …… 22
【参考例】　第三者行為災害届の提出督促 …… 23
(5)　第三者行為災害届を提出させる必要がない場合の取扱い …… 24
(6)　求償権行使の差し控えに該当する事案等に係る第三者行為災害届の取扱い …… 24
(7)　第三者行為災害届の記載要領 …… 24
【記載例】　第三者行為災害届 …… 28
(8)　第三者行為災害届に添付すべき書類の取扱いに当たっての留意事項 …… 32
【記載例】(様式第１号)念書（兼同意書） …… 34
【記載例】(様式第３号)交通事故発生届 …… 35
3　示談等についての指導 …… 36

第２　第三者行為災害届の受付等 …… 36
1　第三者行為災害届の受付とシステム入力 …… 36

2　第三者行為災害届の記載内容の審査 …… 37
3　第三者行為災害届の添付資料の審査 …… 37
第３　第三者行為災害報告書の受付等 …… 37
1　第三者行為災害報告書の提出依頼 …… 37
(1)　提出依頼に当たっての留意事項 …… 37
(2)　第三者行為災害報告書を提出させる必要がない場合 …… 37
2　第三者行為災害報告書の受付 …… 37
【記載例】 第三者行為災害報告書 …… 38
【記載例】(様式第４号)第三者行為災害報告書の提出について（依頼） …… 40

第４　進行管理 …… 41
1　第三者行為災害情報受付台帳の定期的な決裁 …… 41
2　第三者行為災害処理経過簿（様式第 11 号）の定期的な決裁 …… 41
3　長期未決事案に係る取り扱い …… 42
【出力例】 第三者行為災害情報受付台帳 …… 43
【出力例】(様式第 11 号)第三者行為災害処理経過簿 …… 44
【出力例】 第三者行為災害未処理事案リスト …… 46

第５　第三者行為災害に関する支給調整に係る調査 …… 47
1　調査の方法及び時期 …… 47
(1)　通信調査 …… 47
(2)　実地調査 …… 47
2　調査復命書の作成 …… 47
3　第二当事者等に対する調査 …… 48
4　保険会社等に対する調査 …… 48
(1)　保険会社等に対する照会方法 …… 48
(2)　保険会社等から回答が得られない場合の対応 …… 49
【記載例】(様式第５号)労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会 …… 50
【記載例】(様式第６号)損害賠償等につき回答 …… 51
【記載例】(様式第７号)損害賠償等についての照会に対する回答の提出について …… 53
【参考】「自賠責保険損害調査報告書　兼　支払報告書」 …… 54
(3)　人傷保険該当事案の取扱い …… 55
【記載例】(様式第 13 号)労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ …… 56
【記載例】(様式第 14 号)労働者災害補償保険の給付状況等についての照会 …… 57
【記載例】(様式第 15 号)労働者災害補償保険の給付状況等についての回答 …… 58
5　当事者の過失割合に関する調査等 …… 59
(1)　過失割合に関する意見 …… 59
(2)　過失割合に関する調査等の省略 …… 59

第６　支給調整 …… 59
１　支給調整に係る事務処理の基本 …… 60
(1)　自動車によって生じた第三者行為災害の場合 …… 60
(2)　自動車以外によって生じた第三者行為災害の場合 …… 60
２　自賠責保険等のみが支払われる場合の事務処理 …… 60
(1)　自賠先行で被害者請求が行われ保険金が支払われているか仮渡金の請求が行われている場合 …… 60
(2)　自賠責保険等へ被害者請求が行われているが保険金が未だ支払われていない場合 …… 61
(3)　自賠先行で加害者請求が行われている場合 …… 61
(4)　自賠責保険等の管轄店から署長に対し第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合 …… 61
(5)　自賠責保険等の管轄店に対して第一当事者等より被害者請求が行われていない場合 …… 62
３　自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合の事務処理 …… 62
(1)　任意一括扱い事案の事務処理 …… 62
(2)　自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理 …… 62
４　第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合の事務処理 …… 62
５　自賠責保険等及び自動車保険等に対して被害者請求等が行われている場合の留意事項 …… 62
６　支給決定前に示談が成立している場合の取扱い …… 62
(1)　真正な全部示談が成立している場合の取扱い …… 63
(2)　真正な全部示談とは認められない場合の取扱い …… 63

第７　保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知 …… 64
１　保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知の意義 …… 64
２　三者システムによる債権発生の通知 …… 64
３　債権発生の通知に係る留意事項 …… 64
(1)　署長の決裁 …… 64
(2)　決議後の三者システムへの登録及び確認 …… 65
(3)　災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われる事案の場合 …… 65
(4)　同一事案について不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合 …… 66
【出力例】　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト …… 67
【出力例】　保険給付（求償権取得・債権発生）通知書 …… 68
４　求償権行使の差し控えに該当する事案の取扱い …… 69
(1)　署長判断に係る決裁 …… 69
(2)　三者システムへの登録及び確認 …… 69
(3)　災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われる事案の場合 …… 69

第８　控除 …… 70
１　原則的控除方法 …… 70

(1) 控除の対象となる損害賠償金等の範囲 …… 70
(2) 控除を行う期間 …… 71
(3) 再発の取扱い …… 71
2 具体的控除方法 …… 71
(1) 療養（補償）給付及び休業（補償）給付の控除 …… 71
【控除の例】 …… 72
(2) 傷病（補償）年金の控除 …… 76
(3) 障害（補償）給付の控除 …… 76
(4) 介護（補償）給付の控除 …… 78
(5) 遺族（補償）給付の控除 …… 78
(6) 葬祭料（葬祭給付）の控除 …… 79
(7) 未支給の労災保険給付の控除 …… 79
3 控除に当たっての留意事項 …… 80
(1) 労災保険の受給権者と保険会社等から支払われた保険金の受領者が異なる場合…… 80
(2) 真正な全部示談が成立している事案における年金給付の取扱い …… 80
(3) 労災先行で年金給付した事案の控除期間中における示談状況等の把握について…… 80
4 年金給付の支給調整に伴う事務処理 …… 80
(1) 年金給付の支給停止等 …… 80
(2) 支給停止及び支給停止解除の機械処理 …… 81

第9 第二当事者が不明の場合 …… 82
1 請求時から不明の場合 …… 82
(1) 第二当事者に係る調査 …… 82
(2) 三者システム上の処理等 …… 82
2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合 …… 82
3 所在不明者に係る調査の外部委託について…… 83

第10 海外で発生した第三者行為災害 …… 83
1 控除に係る取扱い …… 83
2 求償に係る取扱い …… 83
(1) 求償を行う場合 …… 83
(2) 三者システム上の処理 …… 84

第11 派遣先求償 …… 84
1 派遣先事業主に求償すべき事案 …… 84
(1) 派遣労働者に係る労働災害であること …… 84
(2) 当該災害について派遣先事業主が損害賠償責任を負っていること …… 84
(3) その他 …… 85
2 支給調整等の事務 …… 85
(1) 第三者行為災害届等の受付等 …… 85
(2) 過失割合の調査等 …… 85

(3) 控除 …… 86
(4) 求償 …… 86
(5) 求償権行使の差し控え …… 86
(6) その他 …… 86

第12 船員に係る第三者行為災害 …… 86
1 対象となる事故等 …… 86
2 船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等 …… 87
3 第三者行為災害届に添付する資料 …… 87
4 過失割合の調査 …… 87
5 求償差し控え …… 87

第13 文書の管理 …… 87

第３章 局が行う事務処理

第１ 債権の調査確認・決定及び納入告知までの進行管理 …… 88
1 リストの作成 …… 88
(1) 債権の把握時期 …… 88
(2) 処理状況の概要の記録 …… 88
2 リストの定期的な決裁 …… 88

第２ 債権の調査確認及び決定 …… 89
1 債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿の作成 …… 89
(1) 債権の調査確認 …… 89
(2) 請求書(案)の作成 …… 89
(3) 求償予告 …… 90
【記載例】(様式第８号) 損害賠償請求の予告について …… 92
(4) 債権調査確認決定決議 …… 93
(5) ＡＤＡＭＳへの登録方法 …… 93
(6) 災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合 …… 94
2 決議書の編てつ及び保存 …… 94

第３ 求償額の算出方法 …… 95
1 労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額 …… 95
2 第一当事者等に生じた損害額の算出方法 …… 96
(1) 治療費 …… 96
(2) 休業損害 …… 96
(3) 障害による損害 …… 97
(4) 死亡による損害 …… 98

(5) 介護損害 …… 99
(6) 労災保険の給付又は特別支給金を支給していないが、第二当事者等から労災保険の支給項目に対応する損害賠償が行われている場合 …… 99
3 第二当事者に生じた損害額の算出方法 …… 101
4 過失相殺等 …… 101
(1) 過失割合の認定 …… 101
(2) 第一当事者に過失が認められる場合の過失相殺 …… 102
(3) 第二当事者にも損害が生じている場合の控除 …… 102
(4) 第一当事者等に生じた損害額が自賠責保険金額以内に収まる場合の取扱い …… 102
5 求償額 …… 103
(1) 算出方法の原則 …… 103
(2) 総損害額が確定している場合の算出方法 …… 104
(3) 求償額の端数処理 …… 105
6 請求書の記載要領 …… 105
(1) 算定基礎内訳①欄 …… 106
(2) 算定基礎内訳②欄 …… 106
(3) 算定基礎内訳③欄 …… 107
(4) 「連絡等事項、備考」欄 …… 108
(5) 保険会社等以外に求償する場合 …… 109
(6) その他記載に当たっての留意事項 …… 109
【請求書記載例】1 自賠責保険等に対して請求を行う場合 …… 110
【請求書記載例】2 自賠責保険等に対して重過失減額して請求を行う場合 …… 111
【請求書記載例】3 任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険（共済）金額を下回る場合 …… 112
【請求書記載例】4 任意一括で被災者の過失相殺後の損害額が自賠責保険（共済）金額を上回る場合 …… 113
【請求書記載例】5 自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して請求する場合 …… 114
【請求書記載例】6 自動車事故以外の事案で第二当事者本人に対して総損害確定後に請求する場合 …… 115
【請求書記載例】7 自賠責保険等と自動車保険に別々に請求する場合の自動車保険等への請求書記載時の注意事項 …… 116

第4 納入の告知等 …… 117
1 納入告知等の基本的取扱い …… 117
(1) 保険会社等に納入告知書を送付する際の留意事項 …… 117
(2) 保険会社等以外に納入告知書を送付する際の留意事項 …… 118
2 納入告知等の方法 …… 118
(1) 納入告知書の発行 …… 118
(2) 自賠責保険等に求償する場合 …… 119
(3) 履行期限の例外的取扱い …… 120
(4) 求償する際の添付書類 …… 121

(5) 納入告知実施後の三者システム上での処理 …… 122
3 時効 …… 122

第5 調定変更手続 …… 123

第6 求償権行使の差し控えの決定等 …… 123
1 求償権行使の差し控えの決定方法 …… 123
(1) 局が行う調査 …… 123
(2) 求償権行使の差し控え事案に該当しない場合 …… 123
(3) 災害発生から3年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合 …… 123
2 決裁済み文書の編てつ、保存及び債権管理 …… 124

第7 第二当事者不明事案 …… 124
1 請求時から不明の場合 …… 124
(1) 第二当事者に係る調査及び三者システム上の処理 …… 124
(2) 債権管理 …… 125
2 初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合 …… 125
(1) 第二当事者に係る調査 …… 125
(2) 債権管理 …… 125
3 所在不明者に係る調査の外部委託について …… 125

第8 海外で発生した第三者行為災害 …… 126
1 原則的取扱い …… 126
2 求償を行う場合 …… 126

第9 派遣先求償 …… 126
1 派遣先事業主に求償すべき事案に係る疑義 …… 126
2 求償事務 …… 126
(1) 過失割合の決定 …… 126
(2) 納入告知等 …… 127
(3) 求償権行使の差し控え …… 127

第10 船員に係る第三者行為災害 …… 127

第11 その他求償権を行使する際の留意事項 …… 127
1 控除前相殺説と控除後相殺説 …… 127
2 保険会社等と損害の範囲について意見の相違がある場合 …… 128
3 複数の損害賠償請求権が競合する場合 …… 128
4 一般法と特別法の関係 …… 129
5 製造物責任法に基づく損害賠償 …… 129
6 第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の求償の取扱い …… 129

(1)　第三者行為災害と事業主責任災害とが競合する場合の考え方 …… 129
(2)　競合事案の事務処理 …… 130

第12　債権管理 …… 130
1　債権管理簿への登記 …… 130
2　組織的な債権管理 …… 130
(1)　債権回収計画の策定 …… 130
(2)　収納未済債権リストの定期的な決裁等 …… 131
3　督促手続 …… 131
4　強制履行手続等 …… 131
(1)　強制履行手続 …… 131
(2)　徴収停止 …… 132
(3)　履行期限の延期 …… 133
(4)　債権のみなし消滅と不納欠損処分 …… 134
【参考】徴収停止と不納欠損の整理 …… 135
5　延滞金 …… 135
(1)　延滞金の徴収 …… 135
(2)　充当順 …… 136
6　多数債務者に対する債権の管理 …… 136
7　三者システムの活用 …… 136
8　委託事業を活用した債権管理 …… 136
(1)　基本的な考え方 …… 136
(2)　委託事業の具体的な活用方法 …… 137
【参考】委託事業を活用した債権管理の流れ …… 139

第４章　特殊な場合の調整

第１　国に損害賠償責任が認められる場合 …… 140

第２　地方公共団体に損害賠償責任が認められる場合 …… 140

第３　防衛省職員の不法行為による災害の場合 …… 140
1　関係機関への通知 …… 140
2　労災保険給付と損害賠償金の調整 …… 141
3　求償 …… 141

第４　日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊に損害賠償責任が認められる場合 …… 142
1　損害賠償請求権 …… 142
2　労災保険給付と損害賠償金の調整 …… 142
(1)　アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者がその職務を行う際に行った不法

行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合 …… 142
(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員又は被用者がその職務外で行った不法行為により労災保険法の適用を受ける労働者が被災した場合 …… 143

第５ 外国船上において日本人労働者が被災した場合 …… 144

第６ 航空機による災害の場合 …… 144
1 災害発生地が国内にある場合 …… 144
2 災害発生地が国外にある場合 …… 144

第７ 原子力損害が生じた場合 …… 145
1 原賠法による賠償と労災保険法の規定による給付との調整について …… 145
2 労災保険からの第三者に対する求償について …… 145
(1) 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合 …… 145
(2) 原子力事業者の従業員以外の者が原子力損害を受けて政府が労災保険給付を行う場合 …… 146

様式 …… 147

三者システムから出力される帳票様式一覧……188

参考様式等…… 206

第１章　第三者行為災害における支給調整事務の基本等

第１　第三者行為災害とは

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付等を行うことを目的としているが、その保険給付の原因となった業務災害又は通勤災害が保険関係外にいる者（以下「第三者」という。）、すなわち「保険者である政府、保険加入者である事業主及び保険給付を受けるべき者（以下「受給権者」という。）である被災労働者（以下「第一当事者」という。）又はその遺族以外の者」の加害行為等によって発生する場合があり、保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって発生した場合を、労災保険においては特に「第三者行為災害」と称している。

この第三者行為災害には、当該災害が第三者の直接の行為によって発生したもののみならず、当該災害について直接の行為者ではない第三者が損害賠償責任を負う場合も含むものである。

１　第三者行為災害の成立要件

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立するためには、次の２要件を満たす必要がある。

①　保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること

②　第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること

(1)　保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること

ア　「保険給付の原因となった災害」とは、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。

イ　この場合の「第三者」とは、当該災害に係る保険関係の当事者（政府、事業主及び第一当事者等）以外の者であって当該災害について損害賠償責任を有する者を意味する。

ウ　第三者行為災害には、人の加害行為によって災害が発生した場合のみならず、土地の工作物等の設置又は保存に瑕疵があり、民法第 717 条の規定に基づきその占有者又は所有者が損害賠償責任を負う場合、及び動物の加害によって災害が発生した場合でその占有者等が民法第 718 条の規定に基づき損害賠償責任を負う場合等も含まれる。

（参考）民法　第 717 条　［土地の工作物等の占有者及び所有者の責任］
　　民法　第 718 条　［動物の占有者等の責任］

(2)　第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること

民法又はそれ以外の法令の規定に基づき、第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていることが必要である。

ア　損害賠償責任を負う者

労災保険の受給権者である第一当事者又はその遺族（以下「第一当事者等」という。）に対して損害賠償責任を負う者としては、加害行為に起因して不法行為責任を負った加害者（以下「第二当事者」という。）だけではなく、民法第 715 条に基づき使用者責任を負う使用者や自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第３条に基づき運行供用者責任を

負う運行供用者等が考えられる。

イ　損害賠償請求権が生じない場合

第一当事者に故意や10割の過失が認められる場合には、相手方に損害賠償責任は認められず、したがって、政府が取得すべき請求権も存在しないことから、第三者行為災害には該当しないので注意すること。

2　支給調整を行う趣旨

第三者行為災害は、一般に災害の発生について、「第三者」の行為が介在するため、第一当事者等は、労災保険に対する保険給付請求権を取得すると同時に、当該第三者に対しても不法行為又は債務不履行等による損害賠償請求権を取得することとなるが、同一の事由について重複して損失が塡補されることとなれば、第一当事者等は実際の損害額よりも多くの支払を受けることとなり不合理な結果を招くことになる。また、第一当事者等に塡補されるべき損失は、最終的には政府によってではなく、災害の原因となった加害行為等に基づき損害賠償責任を負う第三者が負担すべきものであると考えられる。

このため、労災保険法では、第12条の4において保険給付と民事損害賠償との調整について定め、第三者行為災害について、先に政府が保険給付をしたときは、政府は保険給付を受けた者（以下「受給者」という。）が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の限度で取得するものとし、受給権者が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができることとしている。

（参考）　労災保険法　第12条の4　［第三者の行為による事故］

3　第三者行為災害と自動車損害賠償保障制度

(1)　自動車損害賠償保障制度

第三者行為災害はその大部分が交通事故であり、その場合には労災保険による給付は自賠責保険や自動車保険等の自動車損害賠償保障制度による支払と競合することになる。

自動車損害賠償保障制度には、自賠責保険、自賠責共済（以下「自賠責保険等」という。）、自動車保険、自動車共済（以下「自動車保険等」という。）及び政府の自動車損害賠償保障事業があるが、それぞれの保険金の支払は次のとおり行われる。

ア　自賠責保険等の保険金

自賠責保険等については自賠法においてその保障内容が定められている。具体的には「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成13年金融庁・国土交通省告示第1号。以下「支払基準告示」という。）に基づき統一的な支払事務が行われる。

イ　自動車保険等の保険金

自動車保険等については、保険商品ごとの保険約款に基づき保険金の支払事務が行われる。対人賠償の内容は概ね共通しているが、支払範囲や示談交渉の有無、支払日等については約款により異なる可能性があるため、第二当事者が契約する保険商品の内容を確認する必要が

ある。

ウ　政府が行う自動車損害賠償保障事業

政府が行う自動車損害賠償保障事業は、自賠責保険等の契約を締結していない自動車による事故や、ひき逃げにより加害者不明の事故で損害を受けた被害者が、加害者から損害賠償を受けられない事態が生じることを防止するための救済措置として設けられているものであり、労災保険の給付を受けられる場合には、自動車損害賠償保障事業からの支払は行われない。

(2)　第三者行為災害との関係

自賠責保険等又は自動車保険等については、当該保険金の支払が、損害賠償の原因となった災害につき法律上の責任を負う者の被災者に対する損失塡補の義務が免除される結果をもたらすものであり、自賠責保険等又は自動車保険等を取り扱う損害保険会社並びに、自賠責共済若しくは自動車共済を取り扱う、農業協同組合等、消費生活協同組合等又は事業協同組合等（以下「保険会社等」という。）は、不法行為責任を負う加害者等と同じ立場に立つこととなり、政府は保険会社等が支払うことになる保険金についても、加害者等が支払うことになる損害賠償金と全く同様に求償等の支給調整を行うことが可能になる。

政府が行う自動車損害賠償保障事業については、当該事業からの支払の際に労災保険給付との支給調整が行われるため、労災保険給付を行う際には支給調整を行う必要がない。

4　事業主責任災害との差異

同一災害について、民事損害賠償と労災保険給付とが行われるケースとしては、第三者行為災害と事業主責任災害とがある。

第三者行為災害とは、労災保険給付の原因となった災害が保険関係の局外者である第三者の行為によって生じたものであって、当該第三者が第一当事者等に対して民事上の損害賠償の責めを負う場合をいうが、これに対し事業主責任災害とは、労災保険給付の原因となった災害が労災保険料を負担している事業主の行為によって又は事業主の責任の下において生じたものであって当該事業主が第一当事者等に対して民事上の損害賠償の責めを負う場合をいうものである。

両者を比較すると、第三者行為災害は災害に係る賠償責任を保険関係の局外者である第三者が負い、一方、事業主責任災害は保険料負担者である事業主がこれを負うために、前者については、保険料と損害賠償の重複負担という問題について考慮する必要は生じないが、後者についてはこれを考慮する必要がある点に差異が認められる。

なお、事業主責任災害に係る支給調整については、労災保険法第64条に基づき行うものである。

第２　支給調整の根拠

第三者行為災害に係る事案について労災保険の請求が行われた場合については、労災保険法第12条の４に基づき支給調整を行うこととなる。

１　求償

労災保険法第 12 条の４第１項は、いわゆる「求償」について定めた規定である。求償とは、基本的には第一当事者等が第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者等（以下「第二当事者等」という。）に対して有する損害賠償請求権を政府が保険給付と引換えに取得し、政府が取得した損害賠償請求権を直接第二当事者等に対して行使することであるが、それだけではなく第一当事者等が自賠法第 16 条第１項の規定により保険会社等に対して行使することができる被害者請求権及び自動車保険等（対人賠償保険）の保険約款に基づき保険会社等に対して行使することができる請求権者の直接請求権（以下「被害者請求権等」という。）を政府が保険給付と引換えに取得し、政府が取得した被害者請求権等に基づいて保険会社等に対して保険金の支払を請求することも含まれるものである。

すなわち、同項に規定されている「保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権」とは、第一当事者等に対する労災保険給付の原因となった災害について法律上の賠償責任を負う者に対して有する損失塡補の請求権を意味するにとどまらず、保険会社等に対して有する請求権であっても、それが第一当事者等の損害の塡補を内容とするものであり、かつ、その行使により労災保険給付の原因となった災害につき法律上の賠償責任を負う者の第一当事者等に対する損害塡補の義務が免除される結果をもたらすことになるものであれば、そうした請求権も含むと解することができる。

(1)　労災保険法第12条の４第１項に基づく求償権の効力

労災保険法第12条の４第１項の規定による請求権の取得は政策的見地から特に法律が認めた効果であり、法定要件の具備とともに当事者の意思表示を待たずして当然に効力が発生し、第二当事者等に対抗するために格別の要件を必要としていない。

したがって、同条同項に基づく求償権の取得は、債務者の承認を要件とせず対抗要件も不要であるという点で民法第 422 条の「損害賠償による代位」や民法第 500 条の「法定代位」と同一であり、債務者の承認が要件で対抗要件についても債権譲渡の対抗要件の規定が準用されている民法第 499 条の「任意代位」とは異なっている。

さらに、保険給付の価額の限度で求償権を行使するという点で、債務の一部を弁済した場合でもその「価額に応じて」権利を行使できることになっている「任意代位」及び「法定代位」に類似し、債権者が債権の目的たる物又は権利の価額の全部を受けたときに代位の効果が発生するとされている「損害賠償者の代位」と異なるが、「任意代位」や「法定代位」については一部弁済の場合には民法第 502 条に基づき「債権者とともにその権利を行使する」とされているので、単独で権利を行使できる労災保険法上の求償権は民法上の代位と比べてより強力な権利といえることになる。

ただし、民法上の代位はいずれも債務者に対して債務の弁済をした効果として生じるものであるが、労災保険法第12条の４第１項は、労災保険を管掌する政府の管理権に基づいて法律上認められたものであり、政府が第二当事者等の債務を弁済しているわけではないことはいうまでもない。

(2) 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任との関係

労働基準法に基づく使用者の災害補償責任については、労災保険法第12条の4第1項のような調整規定は存しないところであるが、第一当事者等が被った損失の二重塡補を認める合理的理由も見いだし難いところから、労災保険上の取扱いと同様に取り扱うのが適当であると解されており、内閣法制局の意見も、損害の発生について故意又は過失のある第三者がその負担を免れ、そのような主観的要件を備えない使用者に負担を帰属させることは条理上容認できない（昭和32年2月19日法制局1発第7号）とし、判例も、使用者が第三者の損害賠償に先立って災害補償責任を尽くした場合は「民法第422条を類推」して第一当事者が第三者に対して有する損害賠償請求権を使用者に代位取得させるべきである（最高裁第3小法延判決　昭和36年1月24日日海荷受事件）としている。

労災保険法第12条の4第1項の関係

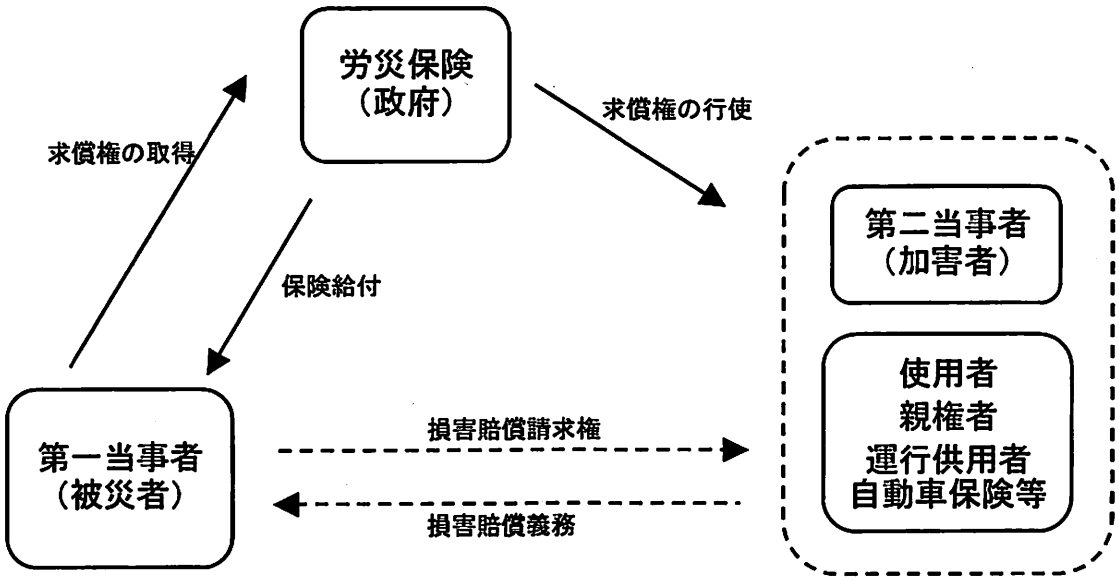

（参考）民法　第422条　[損害賠償による代位]
第499条　[任意代位]
第500条　[法定代位]
第502条　[一部弁済による代位]
第715条　[使用者等の責任]
自賠法　第3条　[自動車損害賠償責任]
第16条　[保険会社に対する損容賠償額の請求]

(3) 求償の相手

求償を行う相手は、第三者行為災害において労災保険給付の原因となった災害につき損害賠償責任を負う者となる。

損害賠償責任を負う者とは、不法行為責任を負う第二当事者、使用者責任を負う使用者、運行供用者責任を負う運行供用者等がある。また、保険金支払義務等を負う者としては、自賠責保険等及び自動車保険等を取り扱う保険会社等がある。

ア　損害賠償責任及び保険金支払義務等を負う者の相互の関係

損害賠償責任を負う者も保険金支払義務を負う者も、第一当事者等又は第一当事者等の請求権を取得した政府に対しては、独立した債務者としての地位に立つことになり、それぞれ不真正連帯債務関係が成立することとなる。そのため、政府の求償権の行使は、第二当事者等と保険会社等に対して同時に行うことが可能である。

イ　連帯債務と不真正連帯債務

不真正連帯債務は、連帯債務と同様に債務者各自が別個独立の全部的な債務を負うものであるが、連帯債務のように連帯の意思（主観的共同意思）がないため、一方の債務について生じた事由が他方の債務に影響を及ぼすという絶対的効力の規定(民法第 434 条～第 439 条)の適用がない。この絶対的効力の規定は、請求による時効の中断を除いて、いずれも債務の消滅に関するものであり、債権者の権利を弱める結果になっているため、不真正連帯債務の方が債権者は有利な立場に立つことになる。

（参考）民法　第 434 条　[連帯債務者の一人に対する履行の請求]　(請求の絶対効)
第 435 条　[連帯債務者の一人との間の更改]　(更改の絶対効)
第 436 条　[連帯債務者の一人による相殺等]　(相殺の絶対効)
第 437 条　[連帯債務者の一人に対する免除]　(免除の絶対効)
第 438 条　[連帯債務者の一人との間の混同]　(混同の絶対効)
第 439 条　[連帯債務者の一人についての時効の完成]　(時効の絶対効)

2　控除

労災保険法第 12 条の４第２項は、いわゆる「控除」について定めた規定である。控除とは、保険給付の請求を行った者が、第二当事者等又は保険会社等から労災保険に先立って損害賠償金又は保険金（以下「損害賠償金等」という。）の支払を受けている場合に、労災保険が給付すべき額から、第一当事者等が受領した損害賠償金等の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合にのみ労災保険を給付することである。

第３　支給調整の対象

労災保険給付と第三者より支払われる民事損害賠償との支給調整の対象となるのは、労災保険の給付事由と同一の事由に基づく損害賠償に限られる。したがって、労災保険が業務災害又は通勤災害による稼得能力の損失を填補することを目的としており、精神的損害及び物的損害については、填補の対象としていないため、受給者が第三者から見舞金、香典等精神的苦痛に対する損害賠償や贈与と認められる金品を得たとしても、これらは原則として支給調整の対象とはならない。

１　支給調整の対象となる損害

通常支給調整の対象となる損害には次のようなものがある。なお、社会復帰促進等事業として支給される特別支給金は保険給付ではないので支給調整の対象とはならない。

①　治療費
②　休業による逸失利益
③　身体障害による逸失利益
④　介護費
⑤　第一当事者の死亡による喪失利益
⑥　葬儀費

２　支給調整を行う期間

求償については、災害発生後３年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後３年以内に保険給付を行ったものについて行うこととし、控除については、災害発生後７年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後７年以内に支払うべきものを限度として行うこととする。

(1)　求償を行う期間の考え方

求償とは前記第２の１のとおり、基本的には第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を政府が労災保険の給付と引換えに取得し、政府が取得した損害賠償請求権を直接第二当事者等に対して行使することである。

したがって、政府が行う求償は、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を前提とするため、第一当事者等が有している損害賠償請求権に生じている時効の起算日等の事由は、そのまますべて政府が引き継ぐことになる。

そのため、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権（求償権）が民法上の不法行為責任（自賠法上の運行供用者責任の場合も同じ）である場合には、民法第 724 条に基づき第一当事者等が損害及び加害者を知った時、すなわち、一般的には災害発生日より３年間で消滅時効の期間が経過することとなる。

この場合、例えば第一当事者等が裁判上の請求を第二当事者に対して行っている事案のように、政府が第一当事者等より取得した損害賠償請求権には時効中断の措置が講じられているものもあるが、事案の個別的な事情によって時効中断の有無が左右され、結果として訴訟が提起され時効が中断しているような事案についてのみ３年を超えて求償していくことになれば、時効の中断がない事案との均衡を失することとなり、求償事務の斉一性が確保されな

いこととなる。

また、時効の中断事由があると認められるか否かをすべての事案について個々に確認していかなければならないこととなり、これに要する業務量は膨大なもので、行政効率の面からみて業務量の増大に見合った行政経済効果が得られるとは考えられない。

以上のような事情を総合的に勘案し、災害発生後３年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後３年以内に保険給付を行ったものについて求償を行うこととしている。

ただし、第三者行為災害事務で取り扱う損害賠償請求権の消滅時効が完成するためには、一般的には、時効の援用（債務者が時効の利益を受ける意思を表明すること）が必要となることから、万が一、上記の求償対象となる事案について、求償を行わないまま３年が経過した場合であっても、求償は行う必要がある。

なお、この取扱いは、再発に係る労災保険給付についても同様である。

(2) 控除を行う期間の考え方

控除を行う期間については、平成 25 年３月 31 日までに発生した災害については３年としていたところである。これは、長期にわたる控除は求償権の行使を災害発生から３年間としていることとの均衡を失する結果になるとの考え方からであったが、交通事故のうち人身事故に対する民事損害賠償額が高額化してきていること等から、平成 25 年４月１日以降に発生した災害からは、控除を行う期間を災害発生後７年間と見直したものである。

なお、控除を行う期間を７年としているのは、

① 労災保険法は第一当事者等の保護を第一の目的としていることから、労災保険給付の対象となっている災害について、第二当事者等が負担すべき損害額の全額が調整されるまで多年にわたる控除を行うことは労災保険法の制度の趣旨に反すること

② 労災保険給付は支給要件が継続する限り支給するものであるが、受給権者が前払一時金を受給した場合、その額に達するまでの年金を支給停止することとしており、前払一時金を支給した場合の年金給付の支給停止期間を考慮したこと

等から災害発生日より７年経過後においては必要な補償を必要な期間行うことが適当であると考えられるためである。

3 第三者行為災害と人身傷害補償保険制度

(1) 人身傷害補償保険とは

人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という。）とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険のひとつであるが、対人賠償保険の保険金が被保険者の事故の相手に生じた損害を賠償するために支払われるのとは異なり、被保険者が自動車の運行に起因する事故により自らの身体に傷害を被った場合に、被保険者自身の損害に対して保険金が支払われることを契約した保険である。

しかしながら、人傷保険の保険金は、対人賠償保険と同様、傷害、後遺障害及び死亡による損害を填補する性格のものであることから、人傷保険の保険約款上、第一当事者等が同一の事由について重複して損害の填補を受けられないものとなっており、同一の損害について労災保

険給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業の特別支給金を除く。）を差し引いて支払うものとされている。

また被保険者が法律上の損害賠償責任を負う第二当事者等に損害賠償の請求をすることができる場合には、保険法（平成20年法律第56号）第25条の規定により、人傷保険取扱保険会社は、支払った保険金の限度で、被保険者が第二当事者等に対して有する損害賠償の請求権を代位取得するものとされている。

(2) 第三者行為災害との関係

第一当事者等が労災保険給付のほか、人傷保険からも保険金を受け取ることができる事案（以下「人傷保険該当事案」という。）については、第一当事者等が人傷保険の保険金を受領していても、通常、当該保険金は労災保険と重複するものではないので、当該額を控除せずに保険給付を行うとともに、保険給付の価額の限度で保険会社等並びに第二当事者等に対して求償を行うこととなる。

なお、労災保険給付と重複しない保険金について人傷保険が支払を行った場合で、労災保険と人傷保険の請求額の合計が自賠責保険の限度額を超えるときは、自賠責保険取扱会社は自賠責保険額を労災保険と人傷保険の双方に対して按分比例して支払うことになっている。

また、誤って人傷保険の保険金から労災保険給付相当額が控除されずに支払われてしまった場合には、第二当事者等に対し人傷保険と労災保険の双方から二重に求償が行われることとなる。

（参考）保険法　第25条　［請求権代位］

労災保険と人傷保険の関係

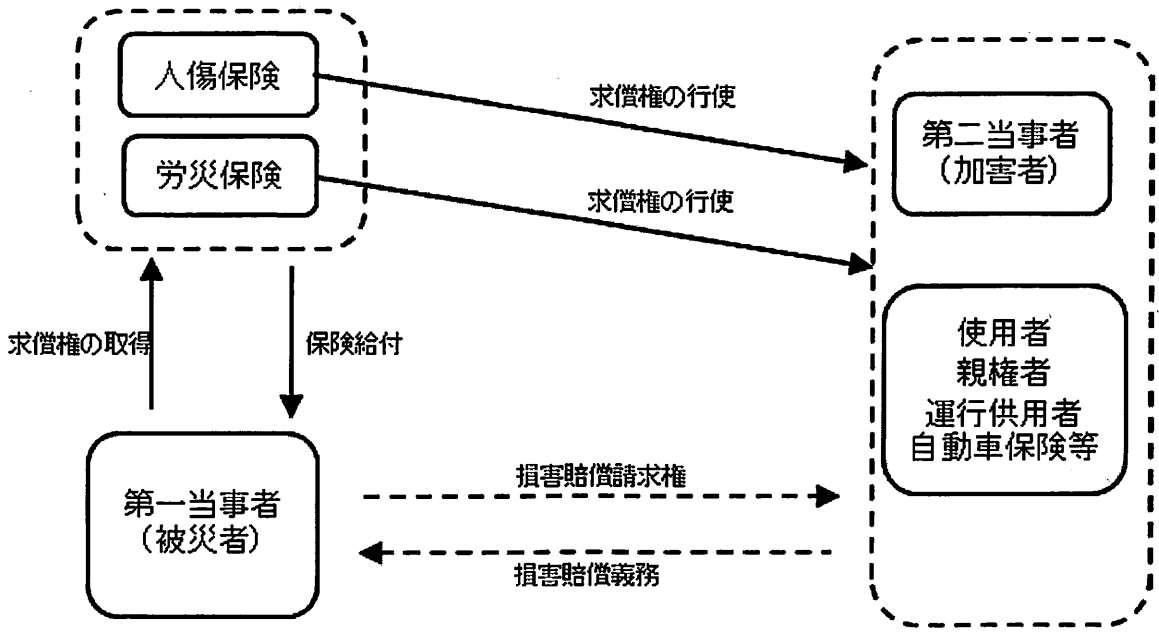

4　損害賠償と示談

第二当事者等の不法行為等によって損害を受けた第一当事者等は、当該第二当事者等に対して損害賠償請求を行うことができるが、この損害賠償請求権は売買によって生ずる代金支払請求権等と同じ通常の私法上の債権であるので、第一当事者等が当該第二当事者等に対して有する損害賠償請求権の全部又は一部を免除することは自由であり、その災害につき労災保険給付が行われることになるからといってその性質を異にするものではない（私的自治の原則）。

(1)　示談の効力

当事者同士が損害賠償額について、その合意に基づき早期に解決するため話し合いによって互いに譲歩し、納得しあえる額で折り合うために行う裁判外の和解を示談という※。

したがって、示談については次のような効力が生じるものである。

① 当事者間で示談が有効に成立した後、示談の内容に反する事象が現れても、原則としてその示談の効力は失われない。

② 示談がその内容どおり履行されない場合は、債権者は債務不履行を理由に民法第540条、第541条、第543条に基づき、その示談を破棄することができる。

③ 示談当時予想できなかった損害を生じたときは、債権者はその損害に対する損害賠償をあらためて請求することができる。

④ 次のような意思を欠いたり、意思表示に瑕疵があった場合の示談は無効とすること又は取り消すことができる。

a　錯誤又は心裡留保による意思表示に基づく場合

b　詐欺又は強迫による意思表示に基づく場合

※　「和解」と「示談」は定義上区別される場合もあるが、解釈は諸説あり、また、保険実務上も裁判外の和解を「示談」に含めて取り扱っている事例が多いことから、本手引きにおいても、便宜上、上記のとおり、「裁判外の和解」を「示談」に含めるものとする。

(2)　示談と労災保険給付の関係

示談においては、当事者が一定範囲の損害賠償義務の存在を合意により積極的に確定するとともに、第一当事者等はその余の一切の請求権を放棄する旨のいわゆる権利放棄条項が設けられるのが通例である。

この権利放棄条項は示談における必須の要素となっているものであるが、第一当事者等が自ら第二当事者等の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除し、その限度において第一当事者等が損害賠償請求権を喪失した場合には、政府はその限度において労災保険給付を行う義務を免れることになることから、当該示談が真正に成立し、かつ、当該示談の内容が第一当事者等の第二当事者等に対して有する損害賠償請求権（労災保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部の填補を目的としている場合には、示談成立以後、労災保険給付は行わないことになる（ただし、年金については真正な全部示談後に労災保険に対する請求が行われた場合であっても、支給調整期間が経過した後については、年金を支給することとなる。）。

（参考）民法　第93条　［心裡留保］
　　第95条　［錯誤］
　　第96条　［詐欺又は強迫］

第 540 条　[解除権の行使]
第 541 条　[履行遅滞等による解除権]
第 543 条　[履行不能による解除権]

第４　求償権行使の差し控え

第三者行為災害において第一当事者等に対して労災保険給付を行った場合には、労災保険法第 12 条の４第１項の規定に基づき、政府は求償権を取得することとなるが、求償権の取得は同時に債権の発生となり、債権管理法に基づく債権管理が必要となる。

そのため、求償権を取得した事案については、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められることとなるが、一方、取得した求償権はすべて行使することが義務付けられているものではなく、一定の合理的な理由があって明確な基準に沿って処理が行われる限りにおいては、求償権の行使を差し控えることもあり得る。

具体的な基準は次のとおりであり、当該基準に該当する場合には、求償権の行使を差し控えることとする。

１　同一事業主に雇用され同一の作業場所で作業を行う同僚労働者の加害行為による災害

同僚労働者の加害行為による災害であって、加害者たる同僚労働者の行為によりその事業主に民法第 715 条の規定による使用者責任又は自賠法第３条の規定による運行供用者責任が生じる場合には、政府は加害行為を行った同僚労働者とその事業主の双方に対して求償を行うことができるが、事業主が求償に応じることとなれば、事業主は労災保険料を納付しているにもかかわらず、損害賠償金も支払わなければならないことになって結果的に二重負担を負うことになり、事業主は保険利益を受けられなくなる。

また、たとえ政府が事業主に対しては求償を行わず、加害行為を行った同僚労働者に対してのみ求償を行ったとしても、当該同僚労働者が応償した場合には、その後に当該同僚労働者は民法第 442 条に基づき、不真正連帯債務を負う一方の当事者であるその事業主に対して自らが弁済をした額のうち事業主の負担割合に対応する部分について求償することができるため、最終的には事業主がその負担割合に応じて損害賠償を行わなければならなくなる事態が生じることになる。

したがって、いずれにしても政府が求償を行った結果、事業主は保険利益を受けられないことになり不合理なため、加害行為を行った同僚労働者及びその事業主のいずれに対しても求償権の行使を差し控えること。

なお、この取扱いは加害行為を行った同僚労働者とその事業主以外に損害賠償責任を負う者が存在する場合にも同様であること。

また、労災保険給付の原因となった災害が自動車事故である場合には通常自賠責保険等が付されており、政府の求償に対して、自賠責保険金額までは事業主が直接応償することにはならないためその限度額までは求償を行っても不合理ではないようにも考えられるが、事業主が運行供用者責任を負うような事案では、一般的に事業主が自賠責保険料を負担しており、そのような場合には自賠責保険等からの保険金の支払は、事業主が損害賠償を行ったものと同様に解されることから、自賠責保険等に対しても求償権の行使を差し控えること。

（参考）民法　第 442 条　[連帯債務者間の求償権]

① 加害者が単独の場合

1の①	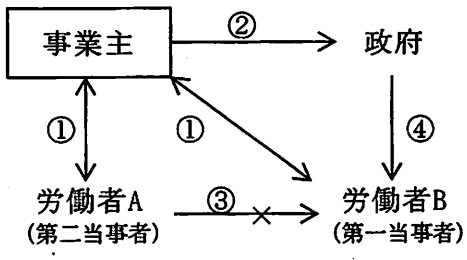 (注) ① 雇用関係を示す ② 労災保険料の納入を示す ③ 加害行為を示す ④ 労災保険給付を示す	政府は労働者 A と事業主に求償することができるが、事業主が求償に応じることとなれば、事業主は、労災保険料を納付しているにもかかわらず損害賠償金を支払うことで結果的に二重に負担をすることになり、事業主は保険利益を受けられなくなる。 また、政府が労働者 A に対してのみ求償を行ったとしても、労働者 A は不真正連帯債務を負う一方の当事者である事業主に対して、応償額のうちその負担割合に応じた額を求償することができるため（民法第 442 条）、いずれにしても政府が求償を行った結果、事業主は保険利益を受けられないこととなり不合理なため、事業主及び労働者 A に対する求償権の行使を差し控える。

② 加害者及び事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

1の②	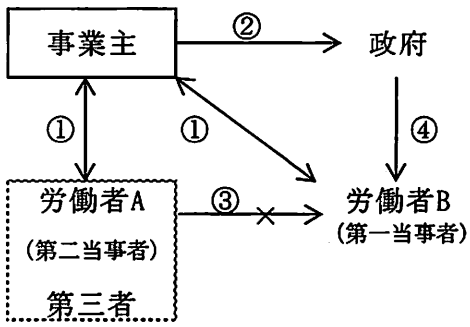	政府は労働者 A 及び事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、労働者 A 及び事業主に対して求償した場合に事業主は保険利益を受けられないことになるので求償権の行使を差し控える。 また、政府が損害賠償責任を負う者の一方である第三者にだけ求償し第三者が応償した場合には、第三者は不真正連帯債務を負う関係に立つ労働者 A 及び労働者 A を雇用する事業主に対してもその負担割合に応じて求償することができる。そうすると結果として事業主は保険利益を受けられなくなり不合理なため、労働者 A 及び事業主はもとより第三者に対しても求償権の行使を差し控える。

2 同一事業主に雇用される事業場を異にする労働者の加害行為による災害（徴収法第９条に基づき保険関係が一括されている事業の事業主に限る。）

徴収法第９条の規定に基づき保険関係の成立において一括扱いが認められている場合には、事業場を異にする場合であっても、労災保険の適用上は同一事業場とみなして取り扱われる。

そのため、同一事業主に雇用されてはいるが異なる事業場に所属している同僚労働者間の災害の場合には、保険関係の成立において一括扱いが認められている場合で、労働者の加害行為により、その事業主に民法第 715 条の規定による使用者責任又は自賠法第３条の規定による運行供用者責任が生じる場合に限り、上記１と同様の考え方に立って求償権の行使を差し控えること。

① 加害者が単独の場合

2の①	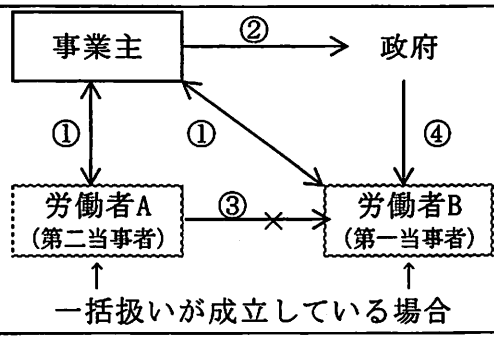	徴収法第９条の規定に基づき保険関係の成立において一括扱いが認められている場合には、事業場を異にする場合であっても労災保険の適用上は同一事業場とみなして取り扱われることになるため、１の①と同様の考え方により求償権の行使を差し控える。

② 加害者及び事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

2の②	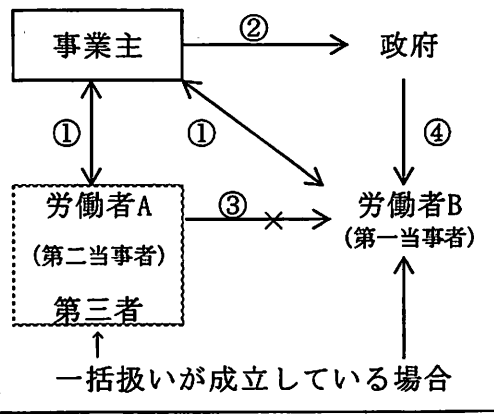	事業主が使用者責任又は運行供用者責任を追及される事案においては、政府は労働者Ａ及び事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、１の②と同様の考え方により求償権の行使を差し控える。

3 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害 （元請と下請の関係又は下請相互の関係にある場合も含む。）

同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害については、同一の作業場で作業を行っている限りにおいては、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主は、常に立場が逆転する可能性があり相互に損害賠償責任を負う危険性を共有していると考えられることから、求償権の行使を差し控えること。

また、元請負人と下請負人の関係又は下請負人相互の関係にある場合にも同様の考え方により、同一の作業場で作業を行い、相互に危険性を有していると認められる場合には、求償権の行使を差し控えること。

なお、この場合における「同一の作業場で作業を行う」とは、単に場所的に同一の場所にいることを意味するものではなく、あくまで相互に危険性を共有しているという実態が具備されていなければならないことから、次の判断基準により判断すること。

(1) 同一の作業場の判断基準

同一の作業場に該当するか否かは、空間的な広がりの中で作業場として同一性を保っているかどうかに基づき判断すること。同一敷地内の同一建物内で作業を行っていたとしても作業場としての同質性を持たず、明確に区分されている場合には同一の作業場としては取り扱われないものである。

(2) 危険性の共有の判断基準

危険性の共有の有無は、被災者と加害者という関係が入れ替わる蓋然性が存在しているか否かにより判断することになる。なお、相互に危険性を共有している限りにおいては、日常的に作業をともに行っている必要はないものであること。

ただし、例えば、単に商談のために得意先を訪れた営業員が得意先の社員の不注意により被災したような事案では、一般的には相互に危険性を共有しているとは考えられないことから、そのような場合には求償差し控え事案とはならない。

① 加害者が単独の場合

3の①のa	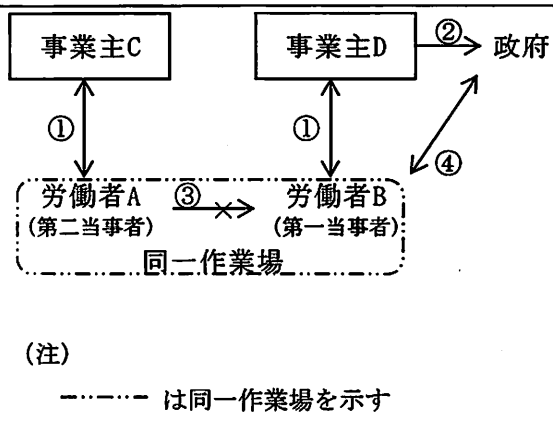 (注) 一…一…一 は同一作業場を示す	労働者A及び使用者責任を負う事業主Cに対して求償権を行使することとなるが、労働者Aと労働者Bは同一の作業場で作業を行っている関係にあり、労働者Aと労働者Bはそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。 したがって、事業主Cと事業主Dは相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を共有しているものであり、1の①と同様の観点から求償権の行使を差し控える。
3の①のb	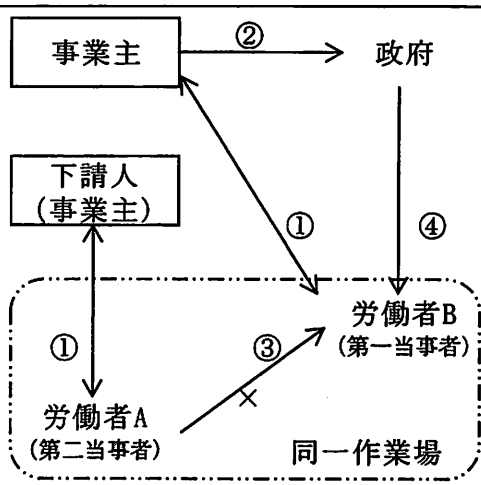	労働者Aと労働者Bは同一の作業場で作業を行っている関係にあり、労働者Aと労働者Bはそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。 したがって、元請負人と下請負人は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を有しているものであり、1の①と同様の観点から求償権の行使を差し控える。

② 加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

3の②のa	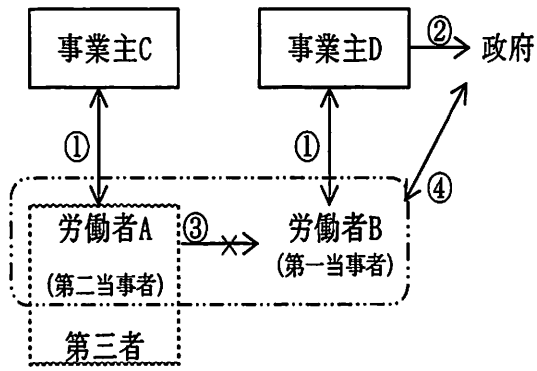	労働者A及び事業主C並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、3の①により労働者A及び事業主Cに対しては求償権の行使を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても、1の②と同様の理由により、結果的に事業主Cは、その負担割合に応じて支払を求められることとなってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。
3の②のb	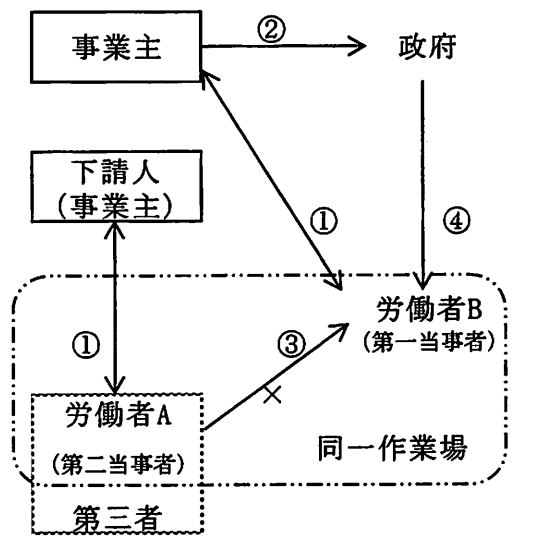	労働者 A 及び使用者責任を負う下請負人並びに第三者に対して求償権を行使することができるが、3の①において労働者A及び下請負人に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても、1の②と同様の理由により、結果的に下請負人はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。

4 直系血族又は同居の親族等の加害行為による災害

生活共同体や家族生活の維持という観点からみると、直系血族及び同居の親族等は一般的に第一当事者の収入により生活の全部又は一部を営むか、あるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、第一当事者と生計維持関係にある同居の親族又は第一当事者が民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控えること。

（参考）民法　第877条　［扶養義務者］

① 加害者が単独の場合

4の①	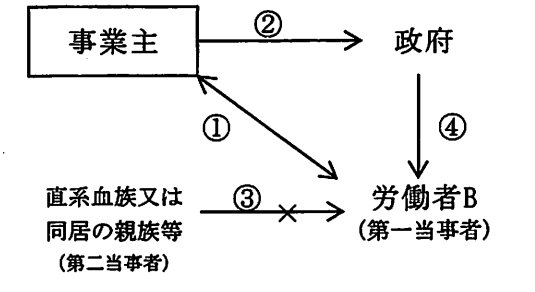	直系血族及び同居の親族等は、一般的に労働者Bの収入により生活の全部又は一部を営むか、あるいは営む可能性が高い関係にあると考えられるので、労働者Bと生計維持関係にある同居の親族又は、労働者Bが民法第877条第1項に規定する絶対的扶養義務を負う直系血族及び兄弟姉妹の場合には、求償権の行使を差し控える。

② 加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

4の②	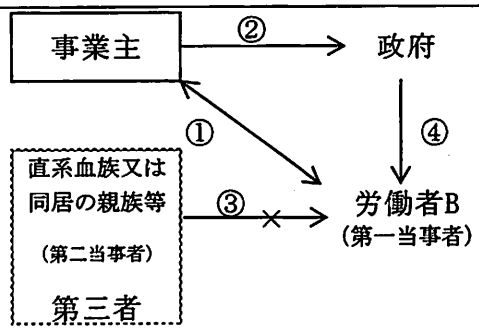	加害行為を行った直系血族又は同居の親族等及び第三者に対して求償権を行使することができるが、4の①により加害行為を行った直系血族又は同居の親族等に対しては求償を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても1の②と同様の理由により、結果的に加害行為を行った直系血族又は同居の親族等はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。

5 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場に所属する労働者間の災害

派遣元事業主より派遣されて派遣先事業場において就労する労働者と派遣先事業場に雇用される労働者とは、同一の作業場において業務を行っているのが通常であり、上記3の場合と同様の考え方により求償権の行使を差し控えること。

① 加害者が単独の場合

5の①のa	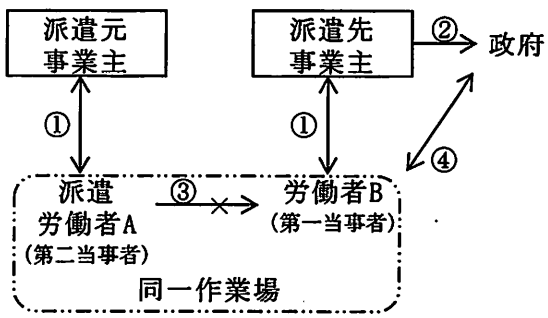	派遣労働者Aが派遣先の労働者Bに対して加害行為を行った場合には、派遣労働者A及び派遣元事業主に対して求償権を行使することができるが、派遣労働者Aと労働者Bは同一の作業場で作業を行っている関係にあり、派遣労働者Aと労働者Bはそれぞれ被害者又は加害者になり得る蓋然性を有しているものである。 したがって、派遣元事業主と派遣先事業主は相互に使用者責任に基づく損害賠償責任を追及される危険性を共有しているものであり、1の①と同様の観点から求償権の行使を差し控える。
5の①のb	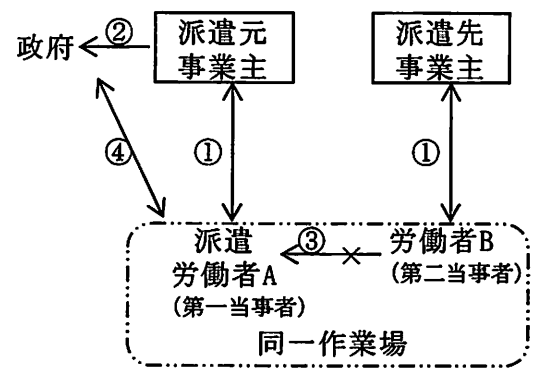	派遣先事業場の労働者Bが派遣労働者Aに対して加害行為を行った場合には、労働者B及び派遣先事業主に対して求償権を行使することができるが、5の①のaと同様の考え方により、求償権の行使を差し控える。

② 加害者及びその事業主以外にも損害賠償を負う第三者がいる場合

3の②のa	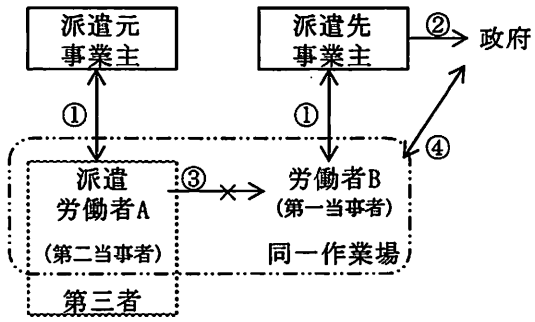	派遣労働者 A 及び派遣元事業主並びに第三者に対してそれぞれ求償権を行使することができるが、5の①のａにより、派遣労働者 A 及び派遣元事業主に対しては求償権の行使を差し控えることとしており、損害賠償責任を有する者の一方である第三者に対してのみ求償したとしても、1の②と同様の理由により、結果的に派遣元事業主はその負担割合に応じて支払を求められることになってしまい不合理なため、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。
3の②のb	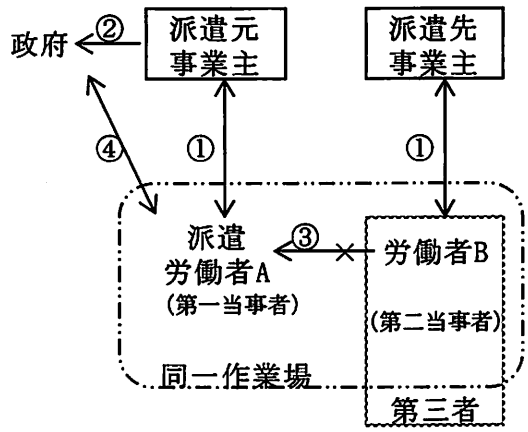	派遣先事業場の労働者 B 及び派遣先事業主並びに第三者に対して求償権を行使することができるが、5の②のａと同様の考え方により、第三者に対しても求償権の行使を差し控える。

第５　三者システム

局署における第三者行為災害に係る事務処理は、労災行政情報管理システムにおける第三者行為災害事務処理支援機能（以下「三者システム」という。）により行うこと。

三者システムに係る詳細な機能や操作方法については、機械処理手引を参照すること。

第６　第三者行為災害事務における個人情報漏洩防止のための留意事項

第三者行為災害事務においては、第一当事者等、第二当事者等、保険会社等（以下「関係者」という。）の複数の者と文書の授受を行う必要があるとともに、事案によってはそれが長期間に及ぶことから、個人情報漏洩の防止には特に留意が必要である。

したがって、局署における管理者及び第三者行為災害事務担当者（非常勤職員を含む）は、労災補償業務全般における一般的な個人情報漏洩防止に係る遵守事項を徹底することを大前提として、第三者行為災害事務の遂行に当たっては特に次の点に留意すること。

１　誤送付防止に係る留意事項

(1)　基本的事項

送付先の住所等の情報は、送付先となる関係者から提出された書類のうち、最も提出時点の新しい書類に記載された情報を用いることを原則とすること。

なお、同一の関係者から同時に複数の書類が提出され、それぞれに記載された住所等が異なる場合には、必ず提出した者に正しい住所等を確認し、誤った住所等の記載を訂正（文書自体のみならず、三者システムへの入力情報を含む）するとともに、局署において正しい住所等の情報の共有を行うこと。

また、三者システムにより関係者送付用文書を作成する際には、三者システムに入力された情報が送付用文書に自動転記されることで効率的な事務処理が可能となるが、三者システムへの情報入力を誤った場合、誤った情報によりそのまま文書が作成されてしまい、誤送付の原因となり得るため、入力時には入力欄及び入力情報に誤りがないかを確認するとともに、入力された情報が常に正しいという前提に立たず、文書送付時の決裁や封入封緘作業等において、複数人による突合を徹底すること。

(2)　第一当事者等へ文書を送付する場合

第三者行為災害届に記載された住所（第三者行為災害届の提出督促の際には、労災の請求書に記載された住所）を用いることを基本とする。ただし、直近で提出された労災の請求書において、住所の変更が行われていないかどうか注意すること。

(3)　第二当事者等へ文書を送付する場合

第三者行為災害報告書に記載された住所（第三者行為災害報告書の提出督促の際には、第一当事者から提出された第三者行為災害届、交通事故証明書、交通事故発生届又に記載された第二当事者の住所）を用いることを基本とする。ただし、その後、住所変更等の連絡が行われていないか、また保険会社等に照会を行った際の回答文書に記載される第二当事者の住所（被保険者住所）と異なっていないかどうか注意すること。

(4) 保険会社等へ文書を送付する場合

ア 初回送付時

第一当事者の加入する人傷保険会社であれば、第三者行為災害届に記載された人傷保険会社の情報を、第二当事者の加入する保険会社等であれば、第三者行為災害報告書に記載された保険会社等の情報を用いること。

イ 二回目以降送付時

初回の文書送付後、提出された回答文書に記載された情報を用いること。

また、第三者行為災害事務における個人情報漏洩の多くは、別保険会社への誤送付によるものであるため、局署においては、文書作成時及び文書送付時の決裁や封入封緘作業等において、

① 同一事案において、第一当事者が加入する人傷保険会社と第二当事者が加入する保険会社等との情報を三者システムに逆に入力していないか、あるいは、封入封緘時に入れ間違えていないか

② システム入力時に別事案の保険会社情報を入力していないか、あるいは、封入封緘時に入れ間違えていないか

に特に注意の上、複数人による突合を徹底すること。さらに、保険会社には名称が類似したものが多いので、各局署において混同しやすい保険会社や管轄店舗名について、一覧表を作成する等により、注意喚起を行うこと。

なお、三者システムへの入力時の支援機能として、保険会社情報の参照入力機能（保険会社名と管轄店舗名を入力し、これと完全一致した同一労働局内で入力した保険会社等の直近の住所情報等をコピーする機能）があるので、当該機能の仕組みを理解の上、有効に活用すること（詳細は機械処理手引Ⅻ-2-(2)-16 参照）。

2 紛失、誤廃棄防止に係る留意事項

紛失、誤廃棄の防止に関しては、労災補償業務全般における事務処理において遵守すべき事項を徹底することが基本となるが、第三者行為災害事務は、局においては求償を行った後も債権管理が長期間にわたって継続すること、署においても控除の支給調整を行うため、最大７年間事案が継続すること等から、文書の紛失、誤廃棄の発生リスク及び発生した際の影響が他業務よりも大きいことに留意の上、局署の事務処理体制等を踏まえて、適切に文書の保管及び管理を行うこと。

なお、三者システムのイメージ登録（詳細は機械処理手引Ⅻ-2-(3)-10、Ⅻ-5-(1)-1 参照）により、三者システム上にＯＣＲ読み取り等による複製データは保存できるものの、関係者からの提出書類や決裁書類の原本については、引き続き紙で保存する必要があることから、イメージ登録後に不用意に廃棄することのないよう注意すること。

(参考)第三者行為災害に係る事務処理の流れ

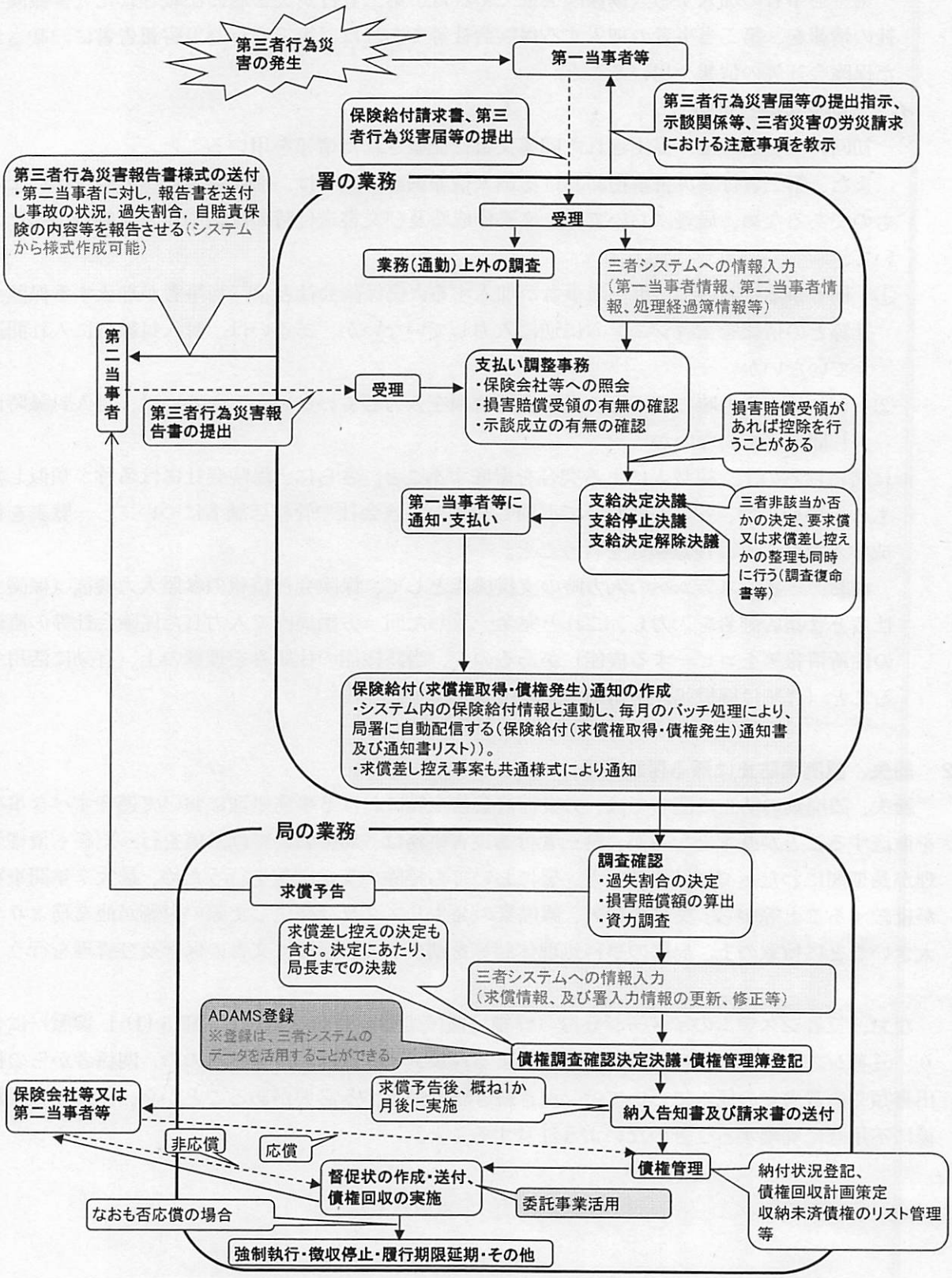

第２章　署が行う事務処理

第１　請求人（第一当事者等）への指導

１　自賠先行と労災先行の取扱い

労災保険給付と自賠責保険等による保険金支払との先後の調整については、給付事務を円滑に行うため、原則として自賠責保険等の支払を労災保険給付に先行させるよう取り扱うこととしている。

ただし、労災保険給付の請求権を行使するか否かは請求人の意思に委ねるべきものであり、労災保険の給付請求と自賠責保険等の保険金支払請求のどちらを先行させるかについては、第一当事者等がその自由意思に基づき決定するものであるため、第一当事者等が労災保険給付より自賠責保険等から保険金を先に受け取ること（以下「自賠先行」という。）を、その意思に反して強制に及ぶことのないよう留意すること。

したがって、第三者行為災害に係る事案について、同一事案における同一の損害について第一当事者等より自賠責保険等に対する被害者請求と労災保険に対する保険給付の請求が重ねて行われた場合には、自賠先行の原則を踏まえつつ、第一当事者等の意向が労災保険の給付を自賠責保険等による保険金の支払よりも先行させること（以下「労災先行」という。）であれば、労災保険給付を先行させること。

また、第一当事者等への意向確認等に当たっては、第一当事者が適切な判断を行えるよう、「労災保険　第三者行為災害のしおり」等の資料を活用し、自賠先行と労災先行のそれぞれのメリット、デメリットを詳しく教示すること。

なお、自動車保険等が適用となる事案（自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含めて一括扱いする取扱い（以下「任意一括扱い」という。）が成立している事案を含む）については、通常、自動車保険等取扱会社は、被害者が手厚い補償を受けられるよう、自動車保険等だけではなく、労災保険にも請求することを案内することが多いため、労災保険と自動車保険等に対して、同時請求が行われることが一般的である。ただし、自賠責保険等のみが適用される事案の場合と異なり、「労災先行」、「自動車保険先行」といった考え方はなく、損失の二重塡補を行わないよう、署及び保険会社等の両担当者間で、支払うタイミングや金額を調整しつつ、双方の制度から随時支払を行うこととなる。

(1)　請求時効の教示

請求人が自賠先行で損害賠償金を受領した後に請求書を提出する旨希望した場合については、労災保険給付に係る請求時効を教示するとともに、自賠責保険等の請求手続や内容、自賠責保険等の支払限度額を超過したような場合には更に労災保険に対して請求を行うことが可能であること等を丁寧に説明すること。

(2)　人傷保険該当事案の取扱い

人傷保険該当事案のうち第一当事者等が既に人傷保険の保険金を請求しているものについて労災保険給付の請求があった場合には、第一当事者等は労災先行を希望しているといえるものであるから、意思確認を行う必要はないこと。

2　第三者行為災害届の提出

第三者行為災害届は、労災則第 22 条に基づき第一当事者等から署長に対して提出を義務付けている届出で、第二当事者等に関する事項や災害発生状況等が記載されているものであり、第三者行為災害における支給調整事務を適正に行うためには必要不可欠な書類である。

(1)　第三者行為災害届の提出部数

第三者行為災害届は、局署の支給調整事務に必要な書類である。三者システムのイメージ登録機能により局署間で三者システム上で閲覧、必要に応じて出力が可能であることから、提出部数は１部とし、署において保管すること。

(2)　第三者行為災害届に添付すべき書類

第三者行為災害届には、次の書類を添付させること。提出部数はいずれも１部である。

添付書類名	備考（提出が必要な状況等）
念書（兼同意書）	事案を問わず必須。
「交通事故証明書」又は 「交通事故発生届」	交通事故の場合必須。 自動車安全運転センターの証明がもらえない場合は「交通事故発生届」を提出。
示談書の謄本	示談締結時は必須。写しでも可。 ※「示談書」という名称ではない場合もあるため、文書の実態を以て示談書に相当するものかどうか判断すること（例：免責証書）。
自賠責保険等の損害賠償金等支払証明書又は保険金支払通知書	交通事故であって、保険会社から仮渡金又は賠償金を受けている場合に必須。写しでも可。
死体検案書又は死亡診断書	死亡の場合のみ必須。写しでも可。
戸籍謄本	死亡の場合のみ必須。写しでも可。

(3)　第三者行為災害届の提出時期

第一当事者等に対して労災保険給付請求書を交付する際等に第三者行為災害に該当する旨を把握した場合には、労災保険給付請求書の提出に先立って、又は、労災保険給付請求書と同時に第三者行為災害届を提出するよう第一当事者等に指導すること。

また、第三者行為災害届の提出よりも労災保険給付請求書の提出が先行した場合であっても、災害発生状況や第一当事者等の損害賠償金受領の有無、あるいは保険会社等に対する被害者請求権等の行使の有無等を把握し支給調整に係る事務処理を適正に行う必要があるため、第一当事者等に対して、速やかに第三者行為災害届を提出するよう指導すること。

(4)　第三者行為災害届が提出されない場合の取扱い

正当な理由がなく、また、電話及び文書による督促（次ページに参考例添付）にもかかわらず第三者行為災害届を提出しない第一当事者等については、労災保険法第 47 条の３に基づき、労災保険給付を必要に応じて一時差し止めることがある旨説明すること。

保険給付の一時差止めの具体的な取扱いについては、「労災保険給付事務取扱手引」によること。

【Excel 帳票作成ツール対応】

【参考例】第三者行為災害届の提出督促

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿労働基準監督署

第三者行為災害届の提出について　(督促)

あなたの事故については、労働者災害補償保険法第 12 条の 4 に該当すると思われますので、保険給付を受けるためには請求書のほか第三者行為災害届の提出が必要となりますが、当該届について未だ提出がなされておりません。

第三者行為災害届については、労働者災害補償保険法第 12 条の 7（労働者災害補償保険法施行規則第 22 条）に定める保険給付に関し必要な事項を確認するために提出を求めているものです。そのため、提出がなされず、事実関係が把握できない場合には支給決定がなされないだけでなく、仮に支給決定がなされても、労働者災害補償保険法第 47 条の 3 に基づき保険給付の支払を一時差し止めることがあります。

つきましては、平成　　年　　月　　日までに第三者行為災害届に必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

(郵便番号)　＿＿＿＿－＿＿＿＿

(所在地)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(電話)　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿　(FAX)　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿労働基準監督署　　(担当者)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

(5) 第三者行為災害届を提出させる必要がない場合の取扱い

ア 次の①～③に該当する事案の場合には労災保険給付を行う必要性が認められないので、第一当事者等より第三者行為災害届を提出させる必要はないこと。

① 第一当事者等が既に全損害に対する填補を受けている事案

② 真正にして、かつ、全損害の填補を目的とした示談が成立していることにより、労災保険給付を全く必要としないことが明らかな事案

③ 軽度の交通事故の場合で、第一当事者が自賠先行で保険金の請求手続きをとっており、被災状況等から判断して自賠責保険金額以内で処理されることが確実な事案

イ 特別支給金については、支給調整を行う必要はなく労災則第 22 条の適用もない。したがって、第一当事者等が特別支給金のみを請求できる状況（第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等から労災保険の保険給付に相当する額について支給を受けていることが明らかな状況をいう。）であれば、第一当事者等に対して第三者行為災害届を提出するよう指導する必要はないこと。ただし、第二当事者等又は保険会社等から労災保険の保険給付に相当する額について支給を受けていることが必ずしも明らかでない場合には、特別支給金のみではなく、労災保険についても請求するよう教示し、併せて第三者行為災害届を提出させること。

(6) 求償行使の差し控えに該当する事案等に係る第三者行為災害届の取扱い

求償権の行使を差し控える事案であっても、事実関係を把握する必要があるため第一当事者等より第三者行為災害届を提出させること。

（参考）労災保険法 第 47 条の３ ［保険給付の一時差止め］

(7) 第三者行為災害届の記載要領

第三者行為災害届の記載に当たっては、「届その４」に、記載するに当たっての注意事項を明示しているので、第一当事者等に用紙を交付する際には適宜指導、説明するとともに、次の点に留意して記載させること。

ア 交通事故の場合

当該第三者行為災害が交通事故の場合は、原則として、第一当事者等から「届その１」から「届その３」までを提出させること。なお、災発生状況を「届その３」の「14 現場見取図」欄に書ききれない場合については、当該記載欄は用いず、「届その４」の「現場見取図」欄に記載の上、「届その４」も併せて提出させること。

イ 交通事故以外の場合

当該第三者行為災害が交通事故以外の災害である場合は、第一当事者等から「届その２」を提出させる必要はない。また、「14 現場見取図」欄が記載し難いことも考えられるため、災害の態様等から当該欄への記載が不要と判断される場合については、当該欄への記載は不要である。

ウ 法定項目以外の事項の取扱い

第三者行為災害届の提出は労災保険法第 12 条の７（労災則第 22 条）を根拠に求めているものであり、これにより求め得る法定事項は、事故の事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときはその旨）並びに被害の状況のみである。

そのため、第三者行為災害届の

「第一当事者」（１欄）、「第一当事者の所属事業場」（２欄）、「災害発生」（３欄）、
「第二当事者」（４欄）、「災害発生状況」（13 欄）、「現場見取図」（14 欄）、
「身体損傷及び診療機関」（17 欄）
以外の事項について提出を強制することはできないものである。

しかし、法定事項以外の事項についても支給調整事務等を行う上で必要な事項であるため、第一当事者等から提出を受けられない場合には、必要に応じて聴き取り等を行うこととなる旨説明すること。

なお、法定事項以外の事項については、後の事務処理に当たり不要と判断できる場合については、記載を省略して提出させても差し支えない。

エ　項目ごとの記載に当たっての留意事項

項目ごとの留意事項は次のとおりである。

(ｱ)　「保険給付請求権者」欄

a　住所は省略せず○○方、○○マンション、○○号室等正確に記載させること（次の項目の住所欄についても同様の指導を行うこと。）。

b　第一当事者が死亡している場合には、受給権者の氏名及び住所等を記載させること。

c　「保険給付請求者」ではなく、「保険給付請求権者」となっているのは、保険給付請求書の提出に先行して第三者行為災害届を提出することを原則としているためであること。

d　氏名の欄は記名押印することに代えて自筆による署名とすることができる。

(ｲ)　欄外の「（業務災害・通勤災害）及び（交通事故・交通事故以外）」欄

a　該当する事項を○印で囲ませること。

b　「交通事故」と「交通事故以外」の区分は、自賠責保険等、自動車保険等、及びひき逃げ事故等に係る政府の自動車損害賠償保障事業の支払対象に該当する事案の場合には「交通事故」とし、それ以外の場合には「交通事故以外」とすること。このため、例えば構内において移動式クレーン車を操作中に発生した災害は、たとえ移動式クレーン車が走行中ではなくても交通事故に含まれ、また自転車同士の衝突事故のような場合には交通事故には含まれないことになること。

(ｳ)　第一当事者の所属事業場（２欄）

請負事業の一括が行われている場合において、第一当事者が下請事業場に所属する者であるときは、その所属事業場以外に元請事業場についても記載するよう指導すること。

なお、記載方法については、双方を併記するほか、適宜別紙の添付でもよいこと。

(ｴ)　災害発生（３欄）

○○市○○町○○丁目○○番地国道○○号線○○交差点内若しくは○○商店前のように具体的に記載させること。

(ｵ)　第二当事者（４欄）

a　不法行為を行った第二当事者又は不法行為について責任を有する第二当事者（犬にかまれた場合における犬の占有者等）の氏名、住所等を正確に記載させること。

b　第二当事者が２名以上（民法第 719 条の共同不法行為の場合等）いる場合にはその全員について記載するよう指導すること。なお、記載方法については併記するほか、適宜別紙の添付でもよいこと。

c　ひき逃げ等の事情により第二当事者が確認できない場合には空欄とせず、第二当事者

が不明である旨及びその事情を記載するよう指導すること。

d　第二当事者が業務中であった場合には、その所属事業場の名称及び所在地等を正確に記載させること。

なお、第二当事者の所属事業場の名称等を記載させる目的は、使用者責任を負う者を明確にすることにあるため、第二当事者が業務中でなかった場合には、空欄とせず当該欄に斜線を引く等により単なる記載漏れでない旨明確にするよう指導すること。

(カ)　災害調査を行った警察署又は派出所の名称（５欄）

警察へ届け出ていない等の理由により災害調査が行われていない場合には、空欄とせずその旨記載するよう指導すること。

また、その場合には、「災害発生の事実の現認者」（６欄）の氏名、住所等を記載するよう指導すること。

(キ)　第一当事者の運転していた車両（７欄）

第一当事者が運転者の場合に記載するよう指導すること。

(ク)　事故現場の状況（８欄）

a　天候、道路の状況、標識等について該当する項目を○印で囲ませること。

b　（　）内に具体的な事項を記載することとしている部分については、空欄としないよう指導すること。

c　過失割合の判断材料となる項目なので、記載漏れのないよう指導すること。

(ケ)　事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況（９欄）

a　心身の状況等について該当する項目を○印で囲ませること。

b　（　）内に具体的な事項を記載することとしている部分については、空欄としないよう指導すること。

c　過失割合の判断材料となる項目なので、記載漏れのないよう指導すること。

(コ)　第二当事者の自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること（10欄）

a　「保険会社の管轄店名」及び「管轄店所在地」については、第二当事者が自賠責共済及び自動車共済に加入している場合には、「保険会社」を「共済」等と読み替えて記載させること。

b　自賠責保険等及び自動車保険等に対する保険金支払状況等の照会及び保険会社等へ求償を行う際の基本資料となるものであるから、記載漏れのないよう指導すること。

c　ひき逃げ、保険加入期間切れ又は自賠責保険等の適用除外車等の場合には、空欄とせずその旨記載させること。

d　保険金請求の有無については必ず記載させることとし、請求している場合には、請求方法及び受領した金額等について記載漏れのないよう指導すること。

(サ)　運行供用者が第二当事者以外の場合の運行供用者（11欄）

a　運行供用者責任を負う者が第二当事者以外にいる場合には、損害賠償責任を負う範囲を明確にするため、記載漏れのないよう指導すること。

b　運行供用者責任を負う者と使用者責任を負う者が同一であっても本欄の記載は省略させないこと。

c　運行供用者が第二当事者の場合には空欄とせず斜線を引かせる等により、記載漏れと区別することができるよう指導すること。

(シ)　第一当事者の人身傷害補償保険に関すること（12欄）

a　第一当事者の人傷保険加入事実の有無を確認するため、必ず（加入している・していない）の該当する項目を○印で囲ませること。

b　第一当事者が人傷保険加入者であった際、保険会社へ第一当事者による労災請求がなされたことの通知を行う際の基本資料となるものであるから、記載漏れのないよう指導すること。

c　保険金請求の有無については、被災者が人傷保険加入者であれば必ず記載させることとし、受領した金額等について記載漏れのないように指導すること。

(ｽ)　災害発生状況（13 欄）

第一当事者と第二当事者のそれぞれの行動の内容（行き先・目的）、災害発生前後の第一当事者と第二当事者の状況、災害発生原因等を具体的に記載させること。

(ｾ)　現場見取図（14 欄）

a　7欄、8欄及び 11 欄と併せ、災害発生状況を十分に把握できるよう正確に記載させること。

b　道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等の表示をわかりやすく記載させること。

c　この欄でスペースが不足する場合には「届その４」の「14　現場見取図」欄に記載し、「届その４」も併せて提出するよう指導すること。

(ｿ)　過失割合（15 欄）

過失割合は第一当事者自身の判断に基づくもので差し支えないが、その判断の基礎とした理由も具体的に記載させること。

(ﾀ)　示談について（16 欄）

a　支給調整を適正に行うために必須の項目なので、空欄とせず「示談成立・交渉中・示談はしない・示談をする予定・裁判の見込み」のいずれかを、必ず表示させること。

b　示談が成立している場合は、示談書の写しを添付させること。

(ﾁ)　身体損傷及び診療機関（17 欄）

a　第一当事者及び第二当事者の双方について身体損傷の部位、傷病名、傷病の程度（入院の有無、治ゆまでの見込み期間等）、診療機関の名称及び所在地を記載させること。

b　第二当事者に身体損傷がなかった場合には、空欄とせずにその旨を記載させること。

(ﾂ)　損害賠償金の受領（18 欄）

a　名目については、治療費、慰謝料、休業補償、葬儀費等と記載させること。

b　損害賠償金を受領している場合には、第二当事者等又は保険会社等からを問わず、すべて記載させること。

c　何も受領していない場合には、空欄とせず「受領なし」と明記させること。

(ﾃ)　事業主の証明

業務災害については事業主の証明を要するが、通勤災害については事業主の証明は要しないものであること。

なお、事業主の氏名は記名押印することに代えて自筆による署名とすることができる。

（参考）民法　第 719 条　［共同不法行為者の責任］

【記載例】第三者行為災害届

（届その１）

第三者行為災害届　（業務災害）　通勤災害
（交通事故）　交通事故以外

平成 △△ 年 4 月 24 日

労働者災害補償保険法施行規則第22条の規定により届け出ます。

署受付日付

保険給付請求権者

住 所　東京都文京区○○町△-△-△

郵便番号（　○○○－○○○○　）

フリガナ　ダイイチ　タロウ
氏 名　第一　太郎　㊞

電 話　（自宅）　03－○○○○－○○○○
（携帯）　090－○○○○－○○○○

中央　労働基準監督署長　殿

1　第一当事者（被災者）

フリガナ　ダイイチ　タロウ
氏　名　第一　太郎　（男）｜女　　生年月日　昭和●● 年 4 月 5 日（ 50 歳）

住　所　東京都文京区○○町△-△-△

職　種　塗装工

2　第一当事者（被災者）の所属事業場

労働保険番号

府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

名称　厚労塗装工業（株）　　電話　○○－○○○○－○○○○

所在地　東京都文京区△△町△-△　　郵便番号　112－○○○○

代表者（役職）代表取締役　　担当者（所属部課名）総務課総務係長

（氏名）職場　一郎　　（氏名）　総務　花子

3　災害発生日

日時　平成　○○ 年　4 月　6 日　午前（午後）　4 時　5 分頃

場所　東京都文京区△△町△丁目△番地 厚生銀行前 国道○号線上

4　第二当事者（相手方）

氏名　第二　次郎　（ 48 歳）　　電 話　（自宅）　○○－○○○○－○○○○
（携帯）　○○－○○○○－○○○○

住所　東京都世田谷区△△町△-△-△　　郵便番号　154－○○○○

第二当事者（相手方）が業務中であった場合

所属事業場名称　厚生運輸（株）　　電 話　○○－○○○○－○○○○

所在地　東京都豊島区××町△-△-△　　郵便番号　170－○○○○

代表者（役職）　代表取締役　　（氏名）　厚労　一郎

5　災害調査を行った警察署又は派出所の名称

文京　警察署　交通　係（派出所）

6　災害発生の事実の現認者（5の災害調査を行った警察署又は派出所がない場合に記入してください）

氏名　（　歳）　　電 話　（自宅）　－　－
（携帯）　－　－

住所　　郵便番号　－

7　あなたの運転していた車両（あなたが運転者の場合にのみ記入してください）

車種	大	（普）	特	自二	軽自	原付自	登録番号（車両番号）	練馬11あ2222		
運転者の免許	（有）無	免許の種類		免許証番号			資格取得	有効期限		免許の条件
		普通		123456789○○○			昭和△△年2月1日	平成△△年11月10日まで		

8　事故現場の状況

天　候　| 晴 | (曇) | 小雨 | 雨 | 小雪 | 雪 | 暴風雨 | 霧 | 濃霧 |

見　透　し　(良い) | 悪い | (障害物:　　があった。)

道路の状況　(あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)

道路の幅（　　）m、 (舗装) | 非舗装 | 坂（ | 上り | (下り) | (緩) | 急 |)

でこぼこ | 砂利道 | 道路欠損 | 工事中 | 凍結 | その他（　　）

(あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)

歩車道の区別が(ある | ない)道路 | 車の交通頻繁な道路 | 住宅地 | 商店街の道路

歩行者用道路（車の通行: 許 | 否)、その他の道路（　　）

標　識　(速度制限)（ 40 km/h) | 追い越し禁止 | 一方通行 | 歩行者横断禁止

一時停止 （ 有 | (無) ） 停止線 （ (有) | 無 ）

信号機　無 | (有) （　　色で交差点に入った。） | 信号機時間外（ 黄点滅 | 赤点滅 ）

横断歩道上の信号機 （ 有 | 無 ）

交通量　多い | 少ない | (中位)

9　事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況

心身の状況　| (正常) | いねむり | 疲労 | わき見 | 病気（　　） | 飲酒

あなたの行為　(あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)

直前に警笛を | 鳴らした | (鳴らさない) | 相手を発見したのは（　　）m手前

ブレーキを | かけた（スリップ：　　m） | (かけない) | 方向指示灯 | だした | (ださない)

停止線で一時停止 (した) | しない | 速度は約　　km/h | 相手は約　　km/h

(あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)

横断中の場合　横断場所（　　）、信号機（　　）色で横断歩道に入った。

左右の安全確認: した | しない | 車の直前・直後を横断: した | しない

通行中の場合　通行場所: 歩道 | 車道 | 歩車道の区別がない道路

通行のしかた: 車と同方向 | 対面方向

10　第二当事者(相手方)の自賠責保険(共済)及び任意の対人賠償保険(共済)に関すること

(1)自賠責保険(共済)について

証明書番号　第　S492931050　号

保険（共済）契約者　(氏名) 厚生運輸(株)　第二当事者(相手方)と契約者との関係　従業員

(住所) 東京都豊島区××町△-△-△

保険会社の管轄店名　○○火災海上(株)後楽支社　電話　○○ －○○○○－ ○○○○

管轄店所在地　東京都文京区△△通△-△-△　郵便番号　172 －○○○○

(2)任意の対人賠償保険(共済)について

証券番号　第　3203232032　号　保険金額　対人　無制限　万円

保険（共済）契約者　(氏名) 厚生運輸(株)　第二当事者(相手方)と契約者との関係　従業員

(住所) 東京都豊島区××町△-△-△

保険会社の管轄店名　○○火災海上(株)後楽支社　電話　○○ －○○○○－ ○○○○

管轄店所在地　東京都文京区△△通△-△-△　郵便番号　172 －○○○○

(3)保険金(損害賠償額)請求の有無　有 | (無)

有の場合の請求方法　イ 自賠責保険(共済)単独

ロ 自賠責保険(共済)と任意の対人賠償保険(共済)との一括

保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏名　金額　円　受領年月日　年　月　日

11　運行供用者が第二当事者(相手方)以外の場合の運行供用者

名称(氏名)　厚生運輸(株)　電話　○○ －○○○○－ ○○○○

所在地(住所)　東京都豊島区××町△-△-△　郵便番号　170 －○○○○

12　あなた(被災者)の人身傷害補償保険に関すること

人身傷害補償保険に　加入している | (していない)

証券番号　第　号　保険金額　万円

保険(共済)契約者(氏名)　あなた(被災者)と契約者との関係

(住所)

保険会社の管轄店名　電話　－　－

管轄店所在地　郵便番号　－

人身傷害補償保険金の請求の有無　有 | 無

人身傷害補償保険の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏名　金額　円　受領年月日　年　月　日

(※)交通事故以外の災害の場合は「届その2」を提出する必要はありません。

13　災害発生状況

第一当事者（被災者）・第二当事者（相手方）の行動、災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。

△△△にある作業現場で業務を終えて、水道橋にある会社に翌日の作業打合せのため戻る途中、国道○号線と国道△号線の交差点の信号が赤に変わったため停止していたところ、後方から加害者（第二氏）運転の車が私の車にぶつかってきました。 このため私は、頭部を強く打ち、負傷しました。

表示符号							
自車		横断禁止		信号（※赤、黄、青を表示すること）		横断歩道	
相手車		人間				接触点	×
進行方向	↑	自転車オートバイ		一時停止			

14　現場見取図

道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく記入してください。

（届その４に記載しました）

15　過失割合

私の過失割合は　0　%、相手の過失割合は　100　%だと思います。

理由　信号が赤に変わっているにもかかわらず、わき見運転していた相手方が停止しなかったため。

16　示談について

イ　示談が成立した。（　　年　　月　　日）　(ロ) 交渉中
ハ　示談はしない。　　ニ　示談をする予定
ホ　裁判の見込み（　　年　月　日頃提訴予定）　（　　年　　月　　日頃予定）

17　身体損傷及び診療機関

	私（被災者）側	相手側（わかっていることだけ記入してください。）
部位・傷病名	頸椎捻挫	身体損傷なし
程度	全治1ヵ月（入院加療4日間）	
診療機関名称	医療法人○○病院	
所在地	東京都文京区○○町△-△-△	

18　損害賠償金の受領

受領年月日	支払者	金額・品目	名目	受領年月日	支払者	金額・品目	名目
受領なし							

事業主の証明

1欄の者については、2欄から6欄、13欄及び14欄に記載したとおりであることを証明します。

平成 ○○ 年　4　月　21　日

事業場の名称　厚労塗装工業（株）

事業主の氏名　代表取締役　職場　一郎　(印)
（法人の場合は代表者の役職・氏名）

（※）通勤災害の場合には事業主の証明は必要ありません。

（届その４）

第三者行為災害届を記載するに当たっての留意事項

1　災害発生後、すみやかに提出してください。
　なお、不明な事項がある場合には、空欄とし、提出時に申し出てください。

2　業務災害・通勤災害及び交通事故・交通事故以外のいずれか該当するものに○をしてください。
　なお、例えば構内における移動式クレーンによる事故のような場合には交通事故に含まれます。

3　通勤災害の場合には、事業主の証明は必要ありません。

4　第一当事者（被災者）とは、労災保険給付を受ける原因となった業務災害又は通勤災害を被った者をいいます。

5　災害発生の場所は、○○町○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。

6　第二当事者（相手方）が業務中であった場合には、「届その1」の4欄に記入してください。

7　第二当事者（相手方）側と示談を行う場合には、あらかじめ所轄労働基準監督署に必ず御相談ください。
　示談の内容によっては、保険給付を受けられない場合があります。

8　交通事故以外の災害の場合には「届その2」を提出する必要はありません。

9　運行供用者とは、自己のために自動車の運行をさせる者をいいますが、一般的には自動車の所有者及び使用者等がこれに当たります。

10　「現場見取図」について、作業場における事故等で欄が不足し書ききれない場合にはこの用紙の下記記載欄を使用し、この「届その4」もあわせて提出してください。

11　損害賠償金を受領した場合には、第二当事者（相手方）又は保険会社等からを問わずすべて記入してください。

12　この届用紙に書ききれない場合には、適宜別紙に記載してあわせて提出してください。

13　「保険給付請求権者の氏名」の欄及び「事業主の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

現　場　見　取　図

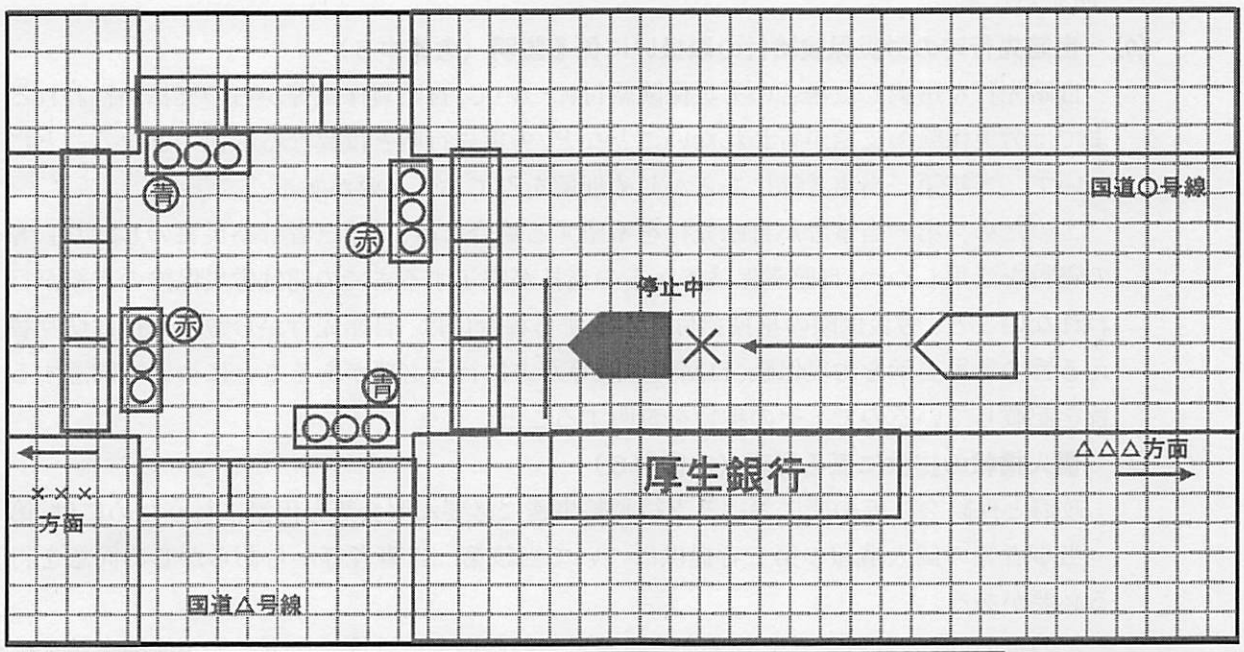

表示符号							
自車		横断禁止		信号（※赤、黄、青を表示すること）		横断歩道	
相手車		人間				接触点	
進行方向		自転車オートバイ		一時停止			

(8)　第三者行為災害届に添付すべき書類の取扱いに当たっての留意事項

第三者行為災害届に添付すべき書類の取扱いに当たっての留意事項は次のとおりである。

ア　念書（兼同意書）（様式第１号）

念書（兼同意書）（以下「念書」という。）は、第三者行為災害において第一当事者等が労災保険の請求を行うに当たり、通常の労災保険の請求時にはない多くの注意点があることから、あらかじめこれらについて理解の上、同意を得ることで、支給調整等の事務処理を円滑に行うことを目的として第一当事者等から提出させるものである。したがって、念書の用紙を交付する際には、次の(ｱ)～(ｴ)の事項について主旨を丁寧に説明した上で署名を求めること。

なお、第一当事者等の所属事業場の労務担当者や労働保険事務組合の担当者等が第一当事者等に代わって第一当事者等名の署名を行った念書には効力がないため、「請求権者の氏名」欄については、必ず本人が自署するよう指導すること。

(ｱ)　示談に係る説明（念書中１、２）

念書の目的の第一は、第一当事者等が安易な示談を行った結果労災保険給付を行うことができなくなる場合や、労災保険給付を行ったとしても保険会社等が既に示談が成立していることを理由として求償に応じようとしない等、支給調整事務に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、第一当事者等に注意を喚起することにある。

このため、示談の内容によっては労災保険給付が受けられなくなる場合や返納を求められる場合がある旨、及び第一当事者等が労災保険給付を受けた場合については、その価額の限度で第一当事者等が有する損害賠償金を受領することを承知する旨を明記しているので、その趣旨を漏れや誤解のないよう、丁寧に説明すること。

(ｲ)　支給調整に係る説明（念書中３、４）

労災保険における求償及び控除の支給調整についての記載であるので、その主旨を説明すること。

(ｳ)　自賠先行時の労災保険給付の取扱いに係る説明（念書中５）

自賠先行を選択した場合の労災保険給付について、自賠責保険等からの支払が行われるまでは労災保険の支給が行われないことなど、労災先行時とは異なる取扱いとなることについて、当該第一当事者等にあらかじめ理解を得ておく必要がある。

このため、第一当事者が自賠先行を希望する場合には、「第三者行為災害のしおり」等の資料を活用しつつ、自賠責保険等からの支払が完了するまでの間は労災保険の支給が行われないこと、労災保険の早期給付を希望する場合には、自賠先行から労災先行に切り替える旨の意思表示を労災保険、自賠責保険等双方に行う必要があることについて同意する旨を記載しているので、その趣旨を説明すること。

(ｴ)　個人情報の提供に係る説明（念書中６）

政府と保険会社等の間における支給調整事務に必要な照会等を円滑に行うためには、第一当事者等の個人情報の第三者提供について当該第一当事者等からあらかじめ同意を得る必要がある。

このため、第一当事者が人傷保険に加入している場合には第一当事者等が保険金請求権を有する人傷保険取扱保険会社に対して第一当事者等の労災保険請求、支給決定及び給付の状況が通知されること並びに政府と保険会社等との間で労災保険給付及び損害賠償金受領等の業務に関して必要な事項の提供を行うこと等、第一当事者等の個人情報の取扱いについて同意する旨を記載しているので、その趣旨を説明すること。

イ　交通事故証明書等

交通事故証明書は、自動車安全運転センターにおいて交付証明を受けたものの原本を提出させること。

なお、警察署への未届出等の理由により証明書の提出ができない場合については、様式第３号「交通事故発生届」を提出させること。また、交通事故以外の場合については、当該災害発生の事実等に関し、公的機関の証明書等が得られる場合には当該証明書等の提出を行うよう指導すること。

【記載例】念書（兼同意書）

様式第1号

念　書（兼同意書）

災害発生年月日	平成 ○○ 年 4 月 6 日	災害発生場所	文京区△△町△丁目△番地 厚生銀行前国道○号線上
第一当事者(被災者)氏名	霞が関　太郎	第二当事者(相手方)氏名	労働　次郎

1 上記災害に関して、労災保険給付を請求するに当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
(1) 相手方と示談や和解(裁判上・外の両方を含む。以下同じ。)を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
(2) 相手方に白紙委任状を渡しません。
(3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額(評価額)を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に連絡します。

2 上記災害に関して、私が相手方と行った示談や和解の内容によっては、労災保険給付を受けられない場合や、受領した労災保険給付の返納を求められる場合があることについては承知しました。

3 上記災害に関して、私が労災保険給付を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等(相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社(共済)等をいう。以下同じ。)に対する被害者請求権を、政府が労災保険給付の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。

4 上記災害に関して、相手方、又は相手方が加入している保険会社等から、労災保険に先立ち、労災保険と同一の事由に基づく損害賠償金の支払を受けている場合、労災保険が給付すべき額から、私が受領した損害賠償金の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合のみ、労災保険が給付されることについて、承知しました。

5 上記災害に関して、私が労災保険の請求と相手方が加入している自賠責保険又は自賠責共済(以下「自賠責保険等」という。)に対する被害者請求の両方を行い、かつ、労災保険に先行して労災保険と同一の事由の損害項目について、自賠責保険等からの支払を希望する旨の意思表示を行った場合の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
(1) 労災保険と同一の事由の損害項目について、自賠責保険等からの支払が完了するまでの間は、労災保険の支給が行われないこと。
(2) 自賠責保険等からの支払に時間を要する等の事情が生じたことから、自賠責保険等からの支払に先行して労災保険の給付を希望する場合には、必ず貴職及び自賠責保険等の担当者に対してその旨の連絡を行うこと。

6 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書(兼同意書)の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
(1) 貴職が、私の労災保険の請求、決定及び給付(その見込みを含む。)の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱会社に対して提供すること。
(2) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関して必要な事項(保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、保険会社等から提供を受けること。
(3) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関して必要な事項(保険給付額の算出基礎となる資料等)について、保険会社等に対して提供すること。
(4) この念書(兼同意書)をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
(5) この念書(兼同意書)を保険会社等へ提示すること。

平成 ○○ 年　4　月　24　日

中央　　労働基準監督署長 殿

請求権者の住所　文京区○○町△-△-△

氏名　霞が関　太郎　印

(※ 請求権者の氏名は請求権者が自署してください。)

【記載例】交通事故発生届

様式第3号

交通事故発生届（「交通事故証明書」が得られない場合）

当事者	①第一当事者（被災者）	氏名	第一　太郎			（37）歳
		住所	東京都大田区下丸子○○○	TEL	03（○○○○）○○○○	
		車両登録番号	品川400 あ ○○○○	自賠責保険証明書番号	Y○○○○○○○○	
	②第二当事者（相手方）	氏名	第二　次郎			（30）歳
		住所	東京都世田谷区奥沢○－○－○	TEL	03（○○○○）○○○○	
		車両登録番号	品川 500か ○○○○	自賠責保険証明書番号	SO○○○○○○○	
③ 事故発生日時		平成 △△ 年 7 月 29 日		午前 (午後)	3 時 00 分	
④ 事故発生場所		渋谷区○○町△-△（株）○○運輸敷地内				
⑤ 災害発生状況		（株）○○運輸の敷地内（構内）において、駐車場から事務所へ歩いている際、右折してきた加害者の自動車に左足をひかれ、左足親指を骨折した。				
⑥ 「交通事故証明書」が得られない理由		・構内においてぶつかったため、交通事故ではないと思い、交通事故証明の申請を行わなかったため。 ・被災時には痛みがなく、交通事故証明書を申請する必要がないと思ったため。				
⑦第一当事者（被災者）		上記⑥の理由により、「交通事故証明書」は提出できませんが、事故発生の事実は上記①～⑤に記載したとおりです。 平成 △△ 年 8 月 1 日 氏名 第一　太郎 ㊞ 住所 東京都大田区下丸子○○○				
⑧目撃者		上記①～⑤に記載された事故を目撃したことを証明します。 平成　年　月　日 氏名 目撃者はなし ㊞ 住所 TEL　（　）				
⑨第二当事者（相手方）		上記①～⑤に記載された事故により①の者に損害を与えたことを自認します。 平成 △△ 年 7 月 29 日 氏名 第二　次郎 ㊞ 住所 東京都世田谷区奥沢○－○－○ TEL 03（○○○○）○○○○ 事業場の名称 （株）○○運輸 代表者職氏名 代表取締役　会社　守 ㊞				

平成 △△ 年 8 月 1 日

中央 労働基準監督署長 殿

届出人 氏名 第一　太郎 ㊞

住所 東京都大田区下丸子○○○

［注意］

1. 警察署への届出をしなかった等のために「交通事故証明書」の提出ができない場合に提出してください。
2. ①及び②の「車両登録番号」及び「自賠責保険証明書番号」の欄には、交通事故発生時において、被災者又は第三者が乗車していた車両に関する事項を記載してください。
3. ⑨の「事業場の名称」及び「代表者職氏名」の欄には、⑨の第三者が業務中であった場合のみ⑨の第三者の代表者の証明を受けてください。
4. ⑦、⑧及び⑨の「氏名」の欄、⑨の「代表者職氏名」の欄及び「届出人氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

3　示談等についての指導

示談と労災保険給付との関係は、第１章の第３の４の(2)のとおりであるが、第一当事者等が安易な示談を行うと、支給調整事務に支障を来たすことが懸念されるため、

①念書を交付するとき、②第三者行為災害届の提出を受けるとき、③労災先行で労災保険給付を行ったとき

等に第二当事者等と示談を行おうとする場合には、必ず前もってその内容を申し出ること及び第二当事者等との間で示談が成立した場合には、示談書の写しを速やかに提出することについて、第一当事者等に対して指導すること。

また、労災先行で年金給付を行っている者に対しては、定期的に示談状況の確認を行うとともに、示談締結日まで労災保険給付は継続することから、示談締結日までの年金給付額が示談内容に反映されるよう第一当事者等及び第二当事者等に指導すること。

なお、裁判上の和解についても、示談の場合に準じて上記の指導を行うこと。

第２　第三者行為災害届の受付等

1　第三者行為災害届の受付とシステム入力

第一当事者等より第三者行為災害届が提出されたら、受付印押印後、三者システムに必要な情報（第三者行為災害情報、第一当事者（被災者）情報等）を登録すること（機械処理手引Ⅻ-2-(2)-7参照）。三者システムに第三者行為災害に係る情報を登録し、「第三者行為災害情報検索画面」で検索した結果を「第三者行為災害情報受付台帳（以下「受付台帳」という。機械処理手引Ⅻ-6-(1)-1参照。）」として印刷することができる。

なお、システム内の情報については、「求償確認年月日（署）」を入力して「登録」により確定すると状態区分が「署調査完了」となるが、その後、状態区分が「局通知済」になるまでは、入力情報は確定されず、随時更新可能である。したがって、「求償確認年月日（署）」を入力して「登録」により確定するまでの間は、他の入力項目について、未確定の情報を入力しても差し支えない。また、受付番号については、システム内で自動的に付与されるので、署で振り出す必要はない。入力項目の中で特に留意すべき項目は次のとおりである。

①　第三者行為災害情報の「受付年月日」 欄

署担当者が労災の請求書を受付けた日か、第三者行為災害届を受け付けた日のいずれか早い方を入力すること。

②　第三者行為災害情報の「求償確認年月日（署）」欄

当該事案に関して、署から局長あて債権発生に係る通知（又は三者非該当等の決定）をシステム上で行うに当たり、署において決裁が終了した日を入力すること。当該項目を入力し、「登録」ボタン押下により処理を確定すると状態区分が「署調査完了」となるが、さらにその後、債権発生通知（第７の２参照）が行われ、状態区分が「局通知済」になると、以後の更新権限が局に移り、局において差し戻し処理を行うまでは、一部を除き、署においてシステムへの情報入力が不能となるので、注意すること。

③　第三者行為災害情報の「復命書番号」欄

第三者行為災害に係る調査復命書を作成した場合に入力すること。番号は年度、署ごとに0001からの４桁の連番とすること。

2　第三者行為災害届の記載内容の審査

第三者行為災害届は支給調整事務を適正に行う上で重要な書類であることから、以後の事務処理に支障を来さないように、各項目の記入漏れ、押印漏れ等がないかを点検すること。

受付時に入力した後、審査を行った結果、誤りが発見され、提出者に書類の訂正等を行わせた場合は、必ず訂正後お情報を三者システムに反映すること。

3　第三者行為災害届の添付資料の審査

必要書類の添付漏れ及び念書の記入漏れがないか確認すること。また、各添付書類の受付年月日や添付資料中の情報で必要なものについては、機械処理手引に従い、三者システムへのデータ入力を行うこと。

第３　第三者行為災害報告書の受付等

第三者行為災害報告書は、政府が、労災保険給付の原因となった災害を発生させた第二当事者に対して提出を求める書類であり、第二当事者に関する事項、災害発生状況、損害賠償金の支払状況等を記載するものであるが、当該報告書は第三者行為災害における支給調整事務を適正に行う上で必要な書類である。

1　第三者行為災害報告書の提出依頼

第三者行為災害届が提出されたこと等により第三者行為災害の発生を把握した場合には、当該第三者行為災害届に記載された第二当事者に対して、速やかに様式第４号「第三者行為災害報告書の提出について」を送付し、第三者行為災害報告書の提出を求めること。

(1)　提出依頼に当たっての留意事項

第三者行為災害報告書の提出を求める際には提出期限を明示し、期限までに提出がない場合には、提出の督促を文書及び電話により行うこと。

また、様式第４号には、第一当事者等に対して労災先行で保険給付を行った場合には第二当事者等に対して求償することになる旨を明記しているので、第二当事者等より照会があった場合には、支給調整の趣旨や内容等について十分に説明すること。

(2)　第三者行為災害報告書を提出させる必要がない場合

特別支給金のみの申請であることが明らかな場合及び第三者行為災害届等の内容から求償権行使の差し控え事案に該当することが明確な場合には、第二当事者等に対して第三者行為災害報告書を提出させる必要はない。

2　第三者行為災害報告書の受付

第三者行為災害報告書を受け付けた場合は、機械処理手引（XII2-(2)-10参照）に基づき、報告書の受付日や内容を三者システムに登録するとともに、処理経過簿情報にも報告書を受け付けた旨の事跡を記録すること。

【記載例】第三者行為災害報告書

（報告書その1）

第三者行為災害報告書（調査書）

1 あなたの氏名、住所及び職業等

フリガナ　ダイニ ジロウ			
氏名　第二 次郎　(男)・女		生年月日　昭和△△年　5月　21日　（　30　歳）	
住所　東京都世田谷区奥沢○-○-○		郵便番号　○○○－○○○○	
電話（自宅）　○○○－○○○○－○○○○		（携帯）　090－○○○○－○○○○	
職業　会社員　勤務先　（株）B商店			
所在地　東京都目黒区大岡山○-○-○		郵便番号　○○○－○○○○	
電話　03－○○○○－○○○		代表者（役職）代表取締役　（氏名）会社 守	

2 事故発生年月日、場所及びその時の用務

日時	平成○○年　3月　3日	午前	(午後)	時　分頃	
場所	千葉県鎌ヶ谷市△△町△丁目△番地　国道○号線と国道△号線の交差点内				
事故発生時の用務		(業務中)	通勤途上	私用	
内容	取引先の会社を商談のため訪ね、用務終了後自分の会社に戻る途中であった。				

3 事故発生状況（あなた・相手方の行動・災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。）

私は○○市内にある（株）AB商会と商談の打ち合わせを行った後、××市××にある自分の会社に戻るため、国道○号線を××方面に右折しようとした。
交差点の信号は青であったのでそのまま右折したところ、歩行者用信号が赤にもかかわらず、相手方が横断歩道を渡ってきたため、直前で急ブレーキをかけたが間に合わなかった。

表示符号							
自車	▲	横断禁止		信号（※赤、黄、青を表示すること）		横断歩道	
相手車	△	人間				接触点	×
進行方向	↑	自転車 オートバイ		一時停止			

4 現場見取図

道路方向の地名（至○○方面）、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。

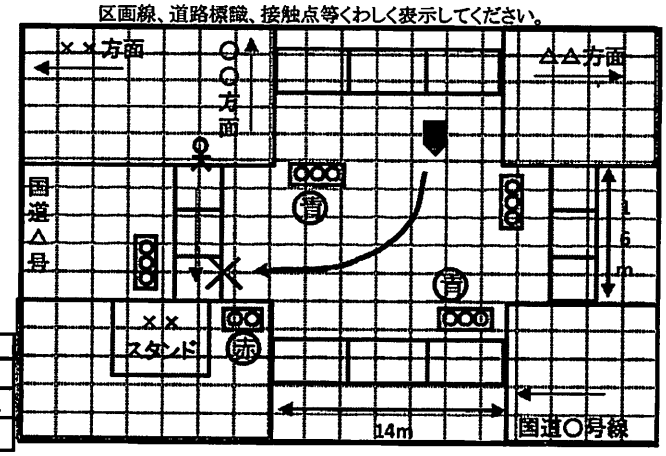

5 事故現場の状況（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

天候	(晴)	曇	小雨	雨	小雪	雪	暴風雨	霧	濃霧
見透し	(良い)	悪い	（障害物：　　があった。）						
道路の状況	道路の幅（　16　）m、	(舗装)	非舗装	坂（	(上り)	下り	(緩)	急	）
	でこぼこ	砂利道	道路欠損	工事中	凍結	その他（　　）			
標識	速度制限（　50　km/h）	追い越し禁止	一時停止	駐車禁止					
信号機	無	(有)	（青　色で交差点に入った）	信号機時間外（　黄色点滅	赤点滅　）				
交通量	多い	少ない	(中位)						

6 事故当時のあなたの行為、心身の状況及び車両の状況（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

心身の状況	(正常)	いねむり	疲労	わき見	病気（　　）	飲酒
あなたの行為	交差点における運行状況（信号機の場合（　青　）色で交差点に入った。）					
	直前に警笛を ……	鳴らした	鳴らさない	相手を発見したのは（　　）m手前		
	ブレーキを ……	(かけた)（スリップ：　3　m）	かけない	方向指示灯 ……	(だした)	ださない
	速度は ……	約　　km/h	相手は約　　km/h			
車両の状況	(正常)	ブレーキ故障	ハンドル装置故障	無灯火	灯火不備	
	タイヤ破損	その他（　　）				

7 災害調査を行った警察署又は派出所の名称　××　警察署　交通　係（派出所）

8 災害発生の事実の現認者

氏名	電話
住所	郵便番号　－

9 あなたの自賠責保険（共済）及び任意保険（共済）に関すること（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

自賠責	保険（共済）加入の有無	(有)・無			保険（共済）金請求の有無	有・(無)	
	保険会社（農協）	名称	△△海上火災（株）○○支店	所在地	東京都大田区蒲田○-○-○		
	証明書番号	SO○○○○○○○			期間	平成△△年○月○日～平成△△年●月●日	
	契約者氏名	（株）B商店			保有者氏名	（株）B商店	契約者との関係 本人
任意	保険（共済）加入の有無	(有)・無			保険（共済）金請求の有無	有・(無)	
	保険会社（農協）	名称	△△海上火災（株）○○支店	所在地	東京都大田区蒲田○-○-○		
	証券番号	○○○○○○○○○○			期間	平成△△年○月○日～平成△△年●月●日	
	保険（共済）金額	対人	無制限	万円	契約者氏名	（株）B商店	

10 あなたの運転していた車両（あなたが運転者の場合にのみ記入してください。）

車種	大	(普)	特	自二	軽自	原付自	登録番号（車両番号）	品川500 か ○○○○
運転者の免許	(有)	無	免許の種類		免許証番号	資格取得	有効期限	免許の条件
			普通		○○○○○○○○○○○	昭和△△年2月28日	平成△△年6月21日まで	

11 身体損傷及び診療機関

	あなた側	相手側（わかっていることだけ記入してください。）
部位、傷病名		頸椎ねんざ、胸部打撲
程度		全治1か月
診療機関名称		○○大学病院
所在地		東京都大田区池上

12 過失割合

私の過失割合は 50 %、 相手の過失割合は 50 %だと思います。

（理由）

相手方が歩行者用信号が赤色になっているのに渡ろうとしたのは悪いが、私も前方不注意であった。

13 示談について

成立した | (交渉中) | 示談はしない | (示談をする予定（ ○○年 7月 末日頃の予定）) | 裁判の見込み（ 年 月 日頃提訴予定）

14 損害賠償金の支払い

年 月 日	金額又は品目	名 目	年 月 日	金額又は品目	名 目

上記の記載内容は事実と相違ありません。 平成 ○○ 年 4 月 10 日

中央 労働基準監督署長 殿

報告人氏名 第二 次郎 (印)

事業場所在地 市川市××町△－△－△

※調査者氏名

代表者職氏名 代表取締役 会社 守 (印)

あなたが業務中であった場合にのみ代表者の証明を受けてください。

（注意）

「報告人氏名」の欄及び「代表者職氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

【記載上の注意点】

1. 事項を選択する場合は該当する事項を○で囲んでください。
2. 2欄の事故発生場所は、○○町○○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。
3. 8欄は、警察へ届け出ていない等で事故調査が行われていない場合に、事故の発生状況のわかる人を記入してください。
4. 12欄は、あなたの判断に基づいて記入してください。また、その判断の理由についても記入してください。
5. 14欄は、治療費、慰謝料、休業逸失利益、葬儀費等名目ごとに記入してください。
6. 事業主の署名、捺印については、あなたが業務中に事故が発生した場合にのみ受けてください。

【Excel 帳票作成ツール対応】

【記載例】第三者行為災害報告書の提出について（依頼）

様式第４号

平成△△年　９　月　９　日

第二　次郎　　殿

××　労働基準監督署

第三者行為災害報告書の提出について（依頼）

平成△△年７月２９日　午前・午後　３　時　００分頃　□□通り　スーパー▽▽前　において、あなたと　第一　太郎　との間に発生した災害（事故）に関しまして、この度から労災保険給付の請求がありました。つきまして、本件災害の発生状況等についてあなたのご意見等がございましたら、お忙しいところ大変恐れ入りますが、別添報告書を　平成△△年９月２０日　までに御回報くださいますよう、よろしくお願いいたします。

上記の期日までに御回報いただけなかった場合は、相手方の申立てによって本件災害の過失割合等が決定されることがありますので、念のために申し添えます。

また、政府による労災保険給付があなたの損害賠償より先に行われると、あなたが行うべき損害賠償を結果的に政府が肩代わりした形になります。この場合、労災保険法第１２条の４第１項の規定により、政府はあなたが損害賠償責任を負う範囲内で労災保険給付に相当する額をあなたに請求する場合がございますので、ご留意ください。

郵便番号　〇〇〇－〇〇〇〇

住所　東京都〇〇区〇〇町〇－〇－〇

電話番号　０３　－〇〇〇〇　－　〇〇〇〇

××　労働基準監督署　担当者　〇〇　〇〇　印

第４　進行管理

署管理者（署長、副署長及び労災担当課長をいう。以下同じ。）は、適切な進行管理を行う観点から、概ね四半期に一度、三者システムの受付台帳及び第三者行為災害処理経過簿（以下「処理経過簿」という。）を確認することにより、第三者行為災害該当事案の処理状況を把握すること。

１　第三者行為災害情報受付台帳の定期的な決裁

署管理者は、前記第２の１の受付台帳を用いて、特段の理由なく処理が遅滞していないかどうか確認すること。また、三者システムの機能により、一定期間の処理が滞っている事案等については、第三者行為災害未処理事案リストが出力されることから、その情報を注視するとともに、災害発生後２年９か月以上を経過した段階で労災保険に請求が行われた事案については、災害発生から３年以内に求償権の行使を行う必要があることから、第三者行為災害届を受理した段階で速やかに局に報告を行う等、求償権の行使を意識した進行管理を行うこと。なお、受付台帳の決裁は、三者システムから印刷した受付台帳に決裁欄を設けるなどにより行うこと。

２　第三者行為災害処理経過簿（様式第 11 号）の定期的な決裁

第三者行為災害における支給調整事務において、その処理経過を明確にし事務処理を容易にするため、担当者は、次の処理を行った都度漏れなく、三者システム上で処理経過簿情報中の処理経過欄に簡潔に追記、登録すること（詳細は機械処理手引Ⅻ-2-(2)-13 を参照）。

①求償権行使の差し控え事案に該当した場合

②保険会社等へ照会を行った場合

③保険会社から回答を受理した場合

④人傷保険取扱保険会社に対する通知を行った場合

⑤実地調査を行った場合

⑥署における三者事務に必要な決裁等を終え、「求償確認年月日（署）」欄を入力した場合

なお、処理経過簿情報中の第一当事者や第二当事者、保険関係の情報等は、三者システムに入力した情報が自動反映される。

また、管理者は、次の手順により、三者システム上での処理経過簿の確認を概ね四半期に一度行うこと。ただし、災害発生日から３か月以内に、三者システム上で「求償確認年月日（署）」欄の入力を完了できる事案については、当該確認を省略しても差し支えない。

① システム上で処理経過登録・修正画面を開き、「年月日」欄には処理経過の確認を行った年月日を、「相手方区分」欄には「90:局署等」を選択する。

② 「処理経過」欄には、定型文として、「確認済（役職名）」の文言を記載する。

（例：確認済（署長））

※ 確認期間を特に明示しない場合は、前回の処理経過簿確認分以降直近分までの処理経過を確認したことを意味するものとする。したがって、処理経過を確認する際は必ず当該処理経過を漏れなく確認すること。なお、任意の日付や期間を確認期間として入力することも差し支えない。

（例：○月○日～●月●日分まで確認済（署長））

※ 処理経過簿情報画面では、処理経過を登録・更新したユーザ ID が表示されるため、人